

福井県域道路啓開計画

令和6年10月

福井県域道路啓開計画策定ワーキンググループ

目次

はじめに	p2	4. 情報収集・連絡・連携	p36
1. 背景・目的、計画の位置づけ	p3	4-1. 指示連絡系統	p37
1-1. 背景・目的	p4	4-2. 情報収集・連絡手段の確保 および運用法	p39
1-2. 本計画の位置づけ	p5	5. 啓開作業計画	p46
2. 基本的な考え方	p7	5-1. 発災時の行動計画	p47
2-1. 本計画の対象地震	p8	5-2. 道路啓開の作業要領	p51
2-2. 対象エリアの設定	p9	5-3. 人員・資機材の 調達計画	p52
2-3. 福井県域の被災想定	p10	5-4. 関係機関の役割分担	p57
2-4. 道路啓開の概要	p11	5-5. 道路啓開の担当割付	p58
2-5. 啓開ルート計画の考え方	p13	6. 継続的な取組み	p59
2-6. 道路啓開の目標	p15	参考用語の定義	p61
3. 啓開ルート計画	p16		
3-1. 主要拠点の選定	p17		
3-2. 啓開ルートの選定	p27		

はじめに

- 防災基本計画に、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開計画を立案することが平成23年に定められた。
- 道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずることを定めた道路法等の一部を改正する法律案が平成25年3月に閣議決定され、関係する道路管理者が密接な関連を有する道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行う組織として、道路法28条の2に基づく協議会に位置づけることが可能となった。
- 平成26年には、災害対策基本法が改正され、道路管理者による車両の移動等に関する規定が盛り込まれた。
- また、同年、防災基本計画に、道路啓開計画を策定する際の道路管理者相互の連携は協議会の設置等により行うことが記載された。
- 令和5年4月に、総務省行政評価局が、国土交通省に対し、道路啓開計画の策定を推進することが勧告された。
- 令和5年12月に、道路管理者等を構成員とする福井県域道路啓開計画策定ワーキンググループ※(座長 国土交通省福井河川国道事務所長)を設立し、道路啓開計画の検討を開始し、令和6年10月に、福井県域道路啓開計画を策定した。

※ 構成機関: 国土交通省 福井河川国道事務所、国土交通省 近畿地方整備局、福井県、高速道路会社、自衛隊、警察、消防、県建設業協会、県測量設計業協会、電力・通信会社

1. 背景・目的、計画の位置づけ

1-1. 背景・目的

計画策定の背景

- 我が国は地震大国であり、近年、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の大規模な地震による甚大な被害が発生している。
- これら大規模地震の教訓を踏まえ、福井県においても地震発生時に迅速かつ的確な道路啓開が求められている。
- 道路の通行確保は、救命・救助活動や緊急物資の輸送に不可欠であり、道路管理者をはじめ関係機関の連携が重要である。このため、大規模災害時に緊急輸送ルートを確保するための「福井県域道路啓開計画」を策定する必要がある。

目的

- 本計画では、福井県内で発生する可能性のある活断層による直下型地震等に備え、迅速かつ的確な道路啓開を実施するための具体的な方針を示す。
- また、「福井県地域防災計画」に基づき、災害発生時には国・県・市町・高速道路会社などの各道路管理者および関係機関が連携して、地域の特性を考慮した柔軟な対応により、実効性のある道路啓開体制を確保する。
- 本計画の策定は、福井県の防災力を高めるための重要なステップであり、関係機関との連携を強化し、地域全体での防災意識の向上を図り、災害に強い福井県を実現することを目指す。

1-2. 本計画の位置づけ

➤ 国の関連計画や県内の既往計画との整合を推進しつつ、各道路管理者の横断的な協働・連携を前提とした道路啓開計画を策定。

関連計画

- 全国、近畿地方を対象とした活動計画

内閣府

- 「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」
- 「南海トラフの巨大地震モデル検討会(二次報告)」

被害想定および活動計画

国土交通省

- 「南海トラフ巨大地震対策計画 近畿地方 地域対策計画(案) 第1版」

被害想定および活動計画

これまでの取り組み

- 福井県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会「福井県緊急輸送道路ネットワークワーキンググループ」での取り組み

新たに設置

福井県域 道路啓開計画策定 ワーキンググループ*

福井県域 道路啓開計画(案)

各道路管理者の横断的連携を前提とした
福井県内における
道路啓開計画

関連計画との整合

県内の既往計画等との整合と反映

県内の既往計画等

- 福井河川国道事務所、福井県、高速道路管理者が処理すべき防災に関する業務計画

国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所

- 「災害対策運営計画」

緊急交通路の確保

福井県

- 「福井県地域防災計画」
- 「福井県災害時受援・応援計画」

緊急交通路の確保

受援計画

高速道路管理者等

- 西日本高速道路株式会社 防災業務計画、BCP
- 中日本高速道路株式会社 防災業務計画、BCP

災害活動を整理したBCP

*「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」の規約に基づくワーキンググループ

1-2. 本計画の位置づけ

▶「福井県域道路啓開計画」は、福井県域において震度6弱以上の地震が観測された場合に運用。

■福井県域道路啓開計画の発動条件

- ✓震度6弱以上を観測した市町のエリア ⇒ 道路啓開計画の発動
- ✓震度5強以下を観測した市町のエリア ⇒ 道路啓開計画は発動しない
(災害時 連絡体制)

■福井県における災害対策本部の設置基準(県地域防災計画)

第6 福井県災害対策本部の設置

(1) 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

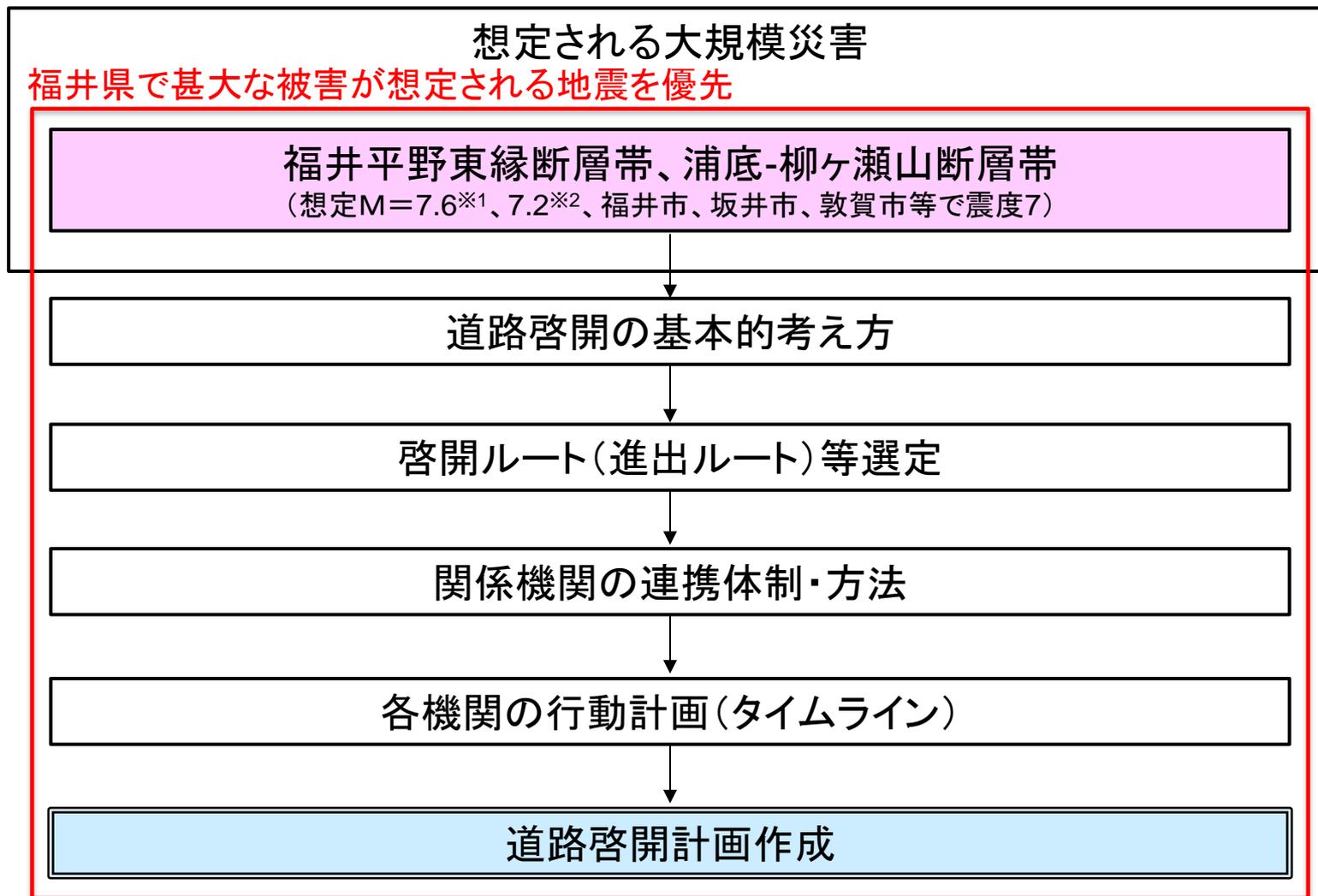
① 設置

- ア 県内で震度6弱以上を観測した場合
- イ 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合
- ウ 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合
- エ その他災害対策本部の設置の必要がある場合

2. 基本的な考え方

2-1. 本計画の対象地震

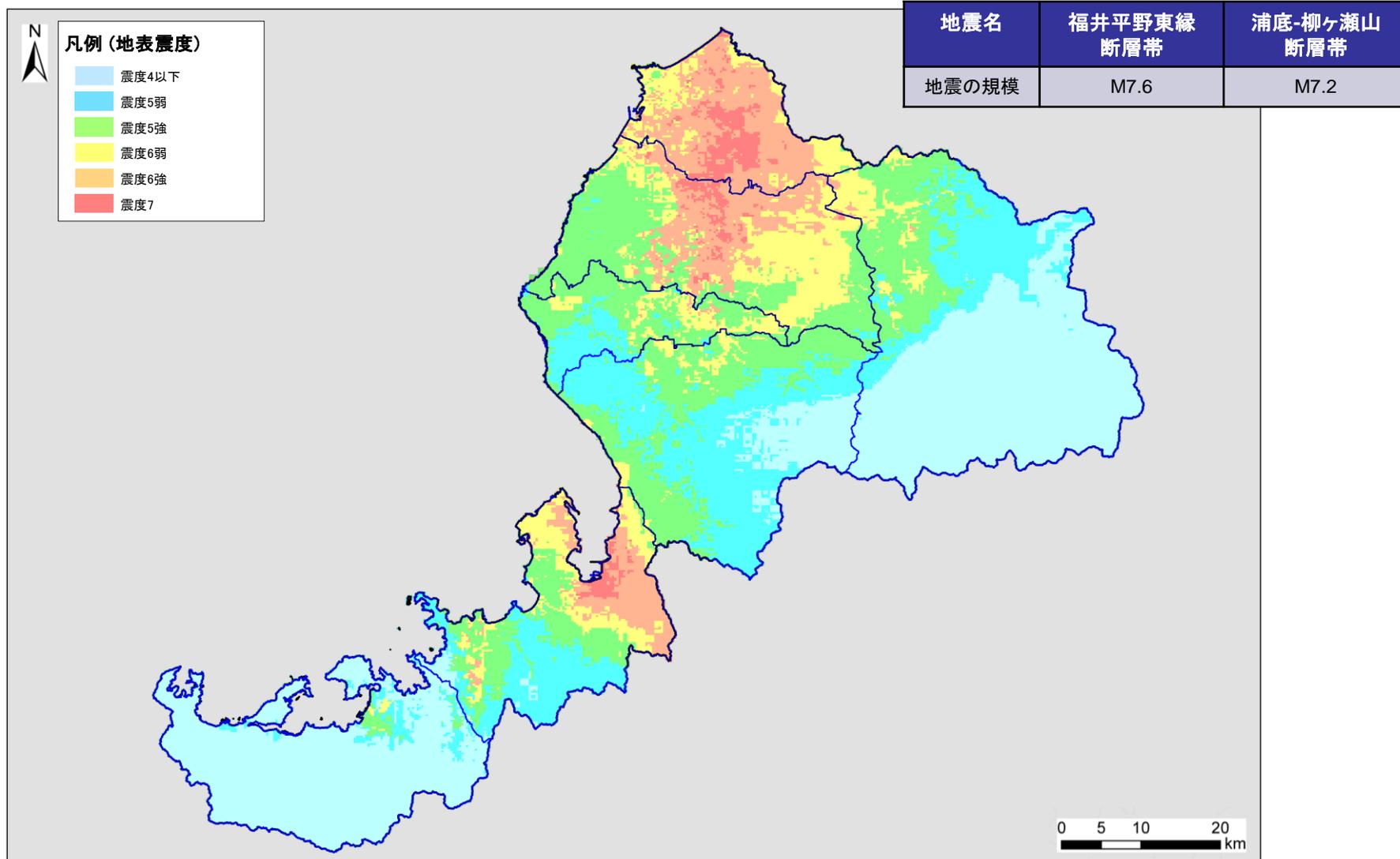
- 福井県で甚大な被害が想定される地震「福井平野東縁断層帯」、「浦底-柳ヶ瀬山断層帯」を対象に策定に取り組む。



※1福井平野東縁断層帯地震の想定マグニチュード、※2: 浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の想定マグニチュード

2-2. 対象エリアの設定

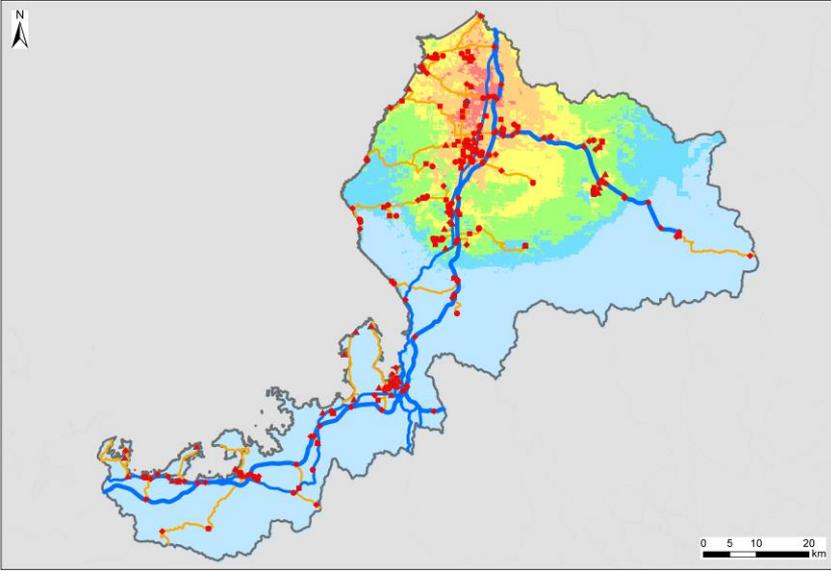
- 被害想定は、「平成22・23年度地震被害予測調査結果」(福井県)を採用。
- 福井県全域を対象として検討。



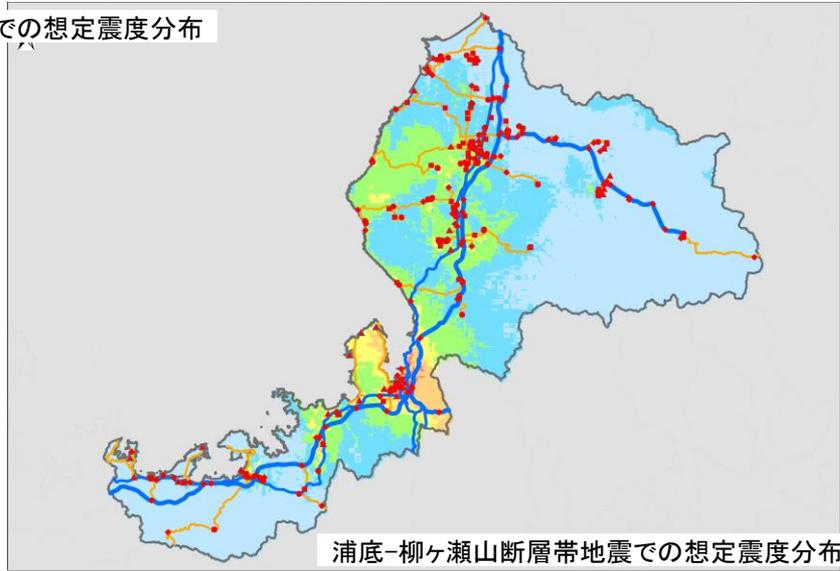
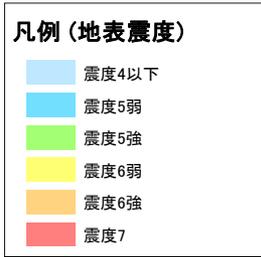
福井平野東縁断層帯地震と浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の重ね合わせの想定震度分布

2-3. 福井県域の被災想定

- 福井平野東縁断層帯の最大震度は7で、福井市、あわら市、坂井市、永平寺町に分布。
- 浦底-柳ヶ瀬山断層帯の最大震度は7で、敦賀市に集中。



福井平野東縁断層帯地震での想定震度分布



浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震での想定震度分布

福井平野東縁断層帯地震と浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の被災想定※1

- (3) 平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定
- ① 想定断層
 - 福井平野東縁断層帯 (想定M=7.6/断層長さ約4.5km): 嶺北地域に影響
 - 浦底-柳ヶ瀬山断層帯 (想定M=7.2/断層長さ約2.5km): 嶺南地域に影響
 - ② 震度分布

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。

浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。
 - ③ 被害の概要

○物的被害 単位:棟

想定	建物被害						火災による被害		
	揺れと液状化による被害						秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
	全壊			半壊					
木造	非木造	計	木造	非木造	計				
福井平野東縁断層帯	26,959 (8.8%)	3,058 (4.0%)	30,017 (7.7%)	36,715 (10.6%)	5,516 (7.3%)	42,231 (10.8%)	1,793 (0.5%)	421 (0.1%)	3,195 (0.8%)
浦底-柳ヶ瀬山断層帯	10,236 (3.2%)	1,737 (2.3%)	11,973 (3.1%)	17,076 (5.4%)	2,791 (3.7%)	19,866 (5.1%)	832 (0.2%)	355 (0.1%)	1,188 (0.3%)

○人的被害 単位:人

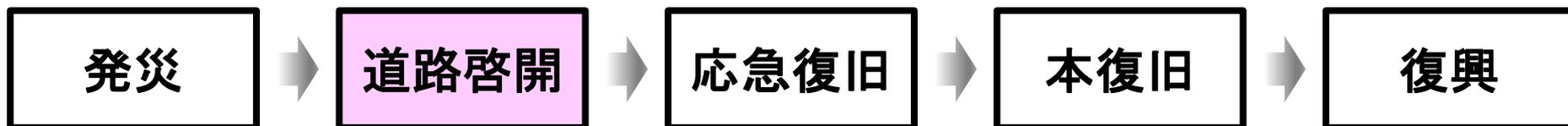
想定	人的被害					
	死者			負傷者		
	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
福井平野東縁断層帯	1,468	2,034	1,755	8,740	9,208	8,421
浦底-柳ヶ瀬山断層帯	606	763	672	3,097	3,371	3,036

※1 出典: 福井県防災会議「福井県地域防災計画(震災対策編・福井県震災対策計画)」(令和6年6月改定)

2-4. 道路啓開の概要

2.4.1 道路啓開とは

- 緊急車両等の通行のため、1車線※でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。 ※道路幅員4m程度を想定
- 大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要。



道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

出典)国土交通省ホームページ



被災状況



道路啓開後

東日本大震災における道路啓開(国道45号岩手県宮古市田老地区)

出典)国土交通省ホームページ

2-4. 道路啓開の概要

2.4.2 道路啓開の作業要領

- 道路施設にかかる主な被害
- ①瓦礫等(災害廃棄物)
 - ②放置車両
 - ③橋台背面の段差
 - ④土砂(落石や自然斜面等の崩壊)



道路啓開は、4車線区間では、上下各1車線として、計2車線、対面2車線区間では、1車線の道路幅員(W=4m)を確保すべく、啓開を実施



放置車両の撤去イメージ

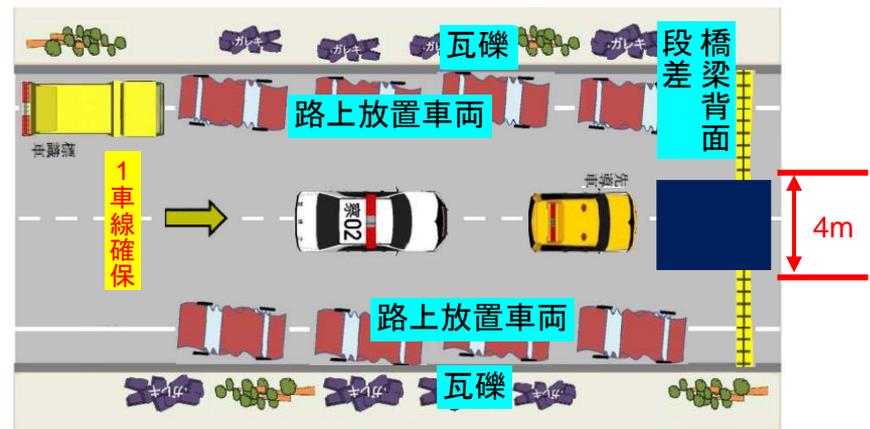


瓦礫等の除去イメージ

○4車線区間の啓開イメージ



○対面2車線区間の啓開イメージ



道路啓開のイメージ

2-5. 啓開ルート計画の考え方

2.5.1 主要拠点選定の考え方

- 内閣府「南海トラフ地震における具体的応急対策活動に関する計画」(具体計画)、「福井県地域防災計画」、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」等で定められた防災拠点、災害拠点病院、その他応急復旧活動に必要な施設等を主要拠点として選定。
- 主要拠点は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に準じ、「① 災害情報・道路管理拠点」、「② 緊急輸送拠点」、「③ ライフライン・生活物資拠点」、「④ 消火・救難医療拠点」に分類。

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①災害情報・道路管理拠点	災害情報の収集・集約および提供、道路啓開	国交省福井河川国道事務所、県庁、県土木事務所、市役所・町役場、県警察本部、警察署 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
②緊急輸送拠点	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、IC、道の駅 等	緊急輸送道路ネットワーク計画 内閣府指定拠点(「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」)より抽出
③ライフライン・生活物資拠点	日常生活を維持するために必要不可欠なライフラインおよび生活必需品の確保	電気・電話・ガス・水道、石油備蓄基地、原子力発電所 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
④消火・救難医療拠点	消火・救助等の救難活動および負傷者の治療	消防機関、災害拠点病院、救急病院 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出

2-5. 啓開ルート計画の考え方

2.5.2 啓開ルート選定の考え方

- 地震被害想定を踏まえ、内閣府の緊急輸送ルート、緊急輸送道路、緊急交通路指定候補路線等との整合を考慮して啓開すべき「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」を選定。
- 道路の大規模被災(落橋等)により、早期(発災後72時間以内)に啓開が困難な場合については、う回路を検討。

■ 基幹ルート: 北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道8号等

<選定の観点>

- ①救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通機能を有していること(高速道路、直轄国道)
- ②地震による揺れ被害が少なく、早期(発災後24時間以内)に安全確認が可能なこと
- ③主要拠点への進出ルートへのアクセスが容易であること

■ 主要拠点への進出ルート: 国道158号、福井加賀線、福井丸岡線等

<選定の観点>

- ①目的地(主要拠点)までのアクセスが容易であること
- ②啓開作業効率を考慮し、道路幅員が広いこと、地震による揺れ被害が小さいこと など

2-6. 道路啓開の目標

2.6.1 啓開STEP

➤ 人命救助を目指した救助・救援ルートを確認するため、**発災後72時間以内**に「**基幹ルート**」、「**主要拠点への進出ルート**」の道路啓開の完了を目標。

【STEP1⇒24時間以内に啓開完了(目標)】

- ・基幹ルートを確認
- ・主要拠点への進出ルートの啓開を開始



【STEP2⇒72時間以内に啓開完了(目標)】

- ・主要拠点への進出ルートを確認



基幹ルート: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)
主要拠点への進出ルート: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)
※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

- : 甚大な被害が発生している区域
- : 主要拠点
- ↔ : 基幹ルート
- ↔ : 主要拠点への進出ルート

3. 啓開ルート計画

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(1/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
1	災害情報・道路 管理拠点 (次頁に続く)	災害情報の収集・ 集約及び提供、道 路啓開	国交省福井河川国 道事務所、県庁、県 土木事務所、市役 所・町役場、県警察 本部、警察署 等	道路管理者(県)	福井県庁	福井市大手3-17-1
2				県機関	福井合同庁舎	福井市松本3-16-10
3				県機関	坂井合同庁舎	坂井市三国町水居17-45
4				県機関	奥越合同庁舎	大野市友江11-10
5				県機関	南越合同庁舎	越前市上太田町41-5
6				県機関	敦賀合同庁舎	敦賀市中央町1-7-42
7				県機関	若狭合同庁舎	小浜市遠敷1-101
8				道路管理者(県)	福井土木事務所	福井市城東4-28-1
9				道路管理者(県)	三国土木事務所	坂井市三国町水居17-45
10				道路管理者(県)	奥越土木事務所	大野市友江11-14
11				道路管理者(県)	丹南土木事務所	越前市上太田町42-1-1
12				道路管理者(県)	鯖江丹生土木部	越前町気比庄3-17
13				道路管理者(県)	敦賀土木事務所	敦賀市中央町1-7-36
14				道路管理者(県)	小浜土木事務所	小浜市遠敷1-101
15				道路管理者(県)	福井港湾事務所	坂井市三国町黒目32-2-1
16				県機関	越前漁港事務所	越前町道口9-34-5
17				道路管理者(県)	敦賀港湾事務所	敦賀市桜町2-1
18				道路管理者(市町)	福井市役所	福井市大手3-10-1
19				道路管理者(市町)	あわら市役所	あわら市市姫3-1-1
20				道路管理者(市町)	坂井市役所	坂井市坂井町下新庄1-1
21				道路管理者(市町)	大野市役所	大野市天神町1-1
22				道路管理者(市町)	勝山市役所	勝山市元町1-1-1
23				道路管理者(市町)	鯖江市役所	鯖江市西山町13-1
24				道路管理者(市町)	越前市役所	越前市府中1-13-7
25				道路管理者(市町)	敦賀市役所	敦賀市中央町2-1-1
26				道路管理者(市町)	小浜市役所	小浜市大手町6-3
27				道路管理者(市町)	永平寺町役場	永平寺町松岡春日1-4
28				道路管理者(市町)	池田町役場	池田町稲荷35-4
29				道路管理者(市町)	南越前町役場	南越前町東大道29-1
30				道路管理者(市町)	越前町役場	越前町西田中13-5-1
31				道路管理者(市町)	美浜町役場	美浜町郷市25-25

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(2/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
32	災害情報・道路 管理拠点 (次頁に続く)	災害情報の収集・ 集約及び提供、道 路啓開	国交省福井河川国 道事務所、県庁、県 土木事務所、市役 所・町役場、県警察 本部、警察署 等	道路管理者(市町)	若狭町役場(三方庁舎)	若狭町中央1-1
33				道路管理者(市町)	高浜町役場	高浜町宮崎86-23-2
34				道路管理者(市町)	おおい町役場	おおい町本郷136-1-1
35				市町機関	若狭町役場(上中庁舎)	若狭町市場20-18
36				市町機関	清水連絡所	福井市風巻町28-8-1
37				市町機関	越廼連絡所	福井市茱崎町1-68
38				市町機関	美山連絡所	福井市美山町7-1
39				市町機関	永平寺支所	永平寺町東古市10-5
40				市町機関	上志比支所	永平寺町栗住波1-1
41				市町機関	春江支所	坂井市春江町随応寺17-10
42				市町機関	丸岡支所	坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1
43				市町機関	三国支所	坂井市三国町中央1-5-1
44				市町機関	大野市和泉地域交流センター	大野市朝日25-5
45				市町機関	今立総合支所	越前市粟田部町9-1-9
46				市町機関	今庄事務所	南越前町今庄84-25
47				市町機関	河野事務所	南越前町河野15-16-1
48				市町機関	織田コミュニティセンター	越前町織田36-1
49				市町機関	越前コミュニティセンター	越前町道口1-24-1
50				市町機関	宮崎コミュニティセンター	越前町江波50-80-1
51				市町機関	里山文化交流センター 住民サービス室	おおい町名田庄久坂3-21-1
52				救援・救助(警察)	福井県警察本部	福井市大手3-17-1
53				救援・救助(警察)	福井警察署	福井市開発5-103-1
54				救援・救助(警察)	福井南警察署	福井市江守中町6-18-2
55				救援・救助(警察)	福井警察署 永平寺分庁舎	永平寺町松岡吉野塚14-42-1
56				救援・救助(警察)	あわら警察署	あわら市井江葎35-103
57				救援・救助(警察)	坂井警察署	坂井市丸岡町笹和田2-9-1
58				救援・救助(警察)	坂井西警察署	坂井市三国町緑ヶ丘4-15-40
59				救援・救助(警察)	大野警察署	大野市友江11-7
60				救援・救助(警察)	勝山警察署	勝山市滝波町4-402
61				救援・救助(警察)	鯖江警察署 丹生分庁舎	越前町西田中3-306
62				救援・救助(警察)	鯖江警察署	鯖江市下河端町202

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(3/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所			
63	災害情報・道路管理拠点	災害情報の収集・集約及び提供、道路啓開	国交省福井河川国道事務所、県庁、県土木事務所、市役所・町役場、県警察本部、警察署等	救援・救助(警察)	越前警察署 今立分庁舎	越前市粟田部町1-5-2			
64				救援・救助(警察)	越前警察署	越前市日野美2-33			
65				救援・救助(警察)	敦賀警察署	敦賀市木崎12-18-1			
66				救援・救助(警察)	小浜警察署	小浜市遠敷9-11-1			
67				救援・救助(警察)	機動隊	福井市荒木新保町3-12			
68				救援・救助(警察)	交通機動隊	福井市下馬3-607			
69				救援・救助(警察)	原子力施設警備隊	若狭町倉見1-51			
70				道路管理者(国)	福井河川国道事務所	福井市花堂南2-14-7			
71				道路管理者(国)	嶺北国道維持出張所	永平寺町法寺岡6-11			
72				道路管理者(国)	福井国道維持出張所	福井市成和1-3117			
73				道路管理者(国)	敦賀国道維持出張所	敦賀市開町3-28-1			
74				道路管理者(国)	小浜国道維持出張所	小浜市遠敷1-101			
75				国機関	福井運輸支局	福井市西谷1-1402			
76				国機関	福井県情報通信部(中部管区)	福井市大手3-17-1			
77				国機関	近畿厚生局福井事務所	福井市春山1-1-54			
78				国機関	北陸農政局福井県拠点	福井市日之出3-14-15			
79				国機関	北陸地方整備局敦賀港湾事務所	敦賀市松栄町7-28			
80				国機関	第八管区海上保安本部敦賀海上保安部	敦賀市港町7-15			
81				道路管理者(高速)	福井保全・サービスセンター	福井市稲津町16-7			
82				道路管理者(高速)	敦賀保全・サービスセンター	敦賀市井川17-8-1			
83				報道機関	NHK福井放送局	福井市宝永3-3-5			
84				報道機関	FBC福井放送(株)	福井市大和田町2-510			
85				報道機関	福井テレビジョン放送(株)	福井市問屋町3-410			
86				報道機関	福井エフエム放送(株)	福井市御幸1-1-1			
87				報道機関	(株)福井新聞社	福井市大和田2-801			
88				報道機関	(株)日刊県民福井	福井市大手3-1-8			
89				緊急輸送拠点 (次頁に続く)	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、IC、道の駅等	救援・救助(ヘリポート)	福井空港	坂井市春江町江留中50-1-2
90							救援・救助(ヘリポート)	若狭ヘリポート	小浜市高塚
91							港湾	敦賀港	敦賀市鞠山～松栄町
92	港湾	福井港	坂井市三国町新保～福井市川尻町						
93	港湾	和田港	高浜町和田						

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(4/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
94	緊急輸送拠点 (次頁に続く)	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、IC、道の駅等	港湾	鷹巣港	福井市和布町・蓑町
95				港湾	内浦港	高浜町音海
96				漁港	菜崎漁港	福井市菜崎町・蒲生町
97				漁港	越前漁港	越前町梅浦～厨
98				地域防災基地	消防学校	福井市大町町97-21-3
99				地域防災基地	奥越地域防災基地	大野市横枕30-15
100				地域防災基地	丹南地域防災基地(武生東運動公園)	越前市宮谷町35-82-1
101				地域防災基地	敦賀原子力防災センター	敦賀市金山99-11-47
102				地域防災基地	高浜原子力防災センター	高浜町園部35-14
103				地域防災基地	福井県産業会館	福井市下六条町103
104				地域防災基地	サンドーム福井	越前市瓜生町5-1-1
105				地域防災基地	きらめきみなと館	敦賀市桜町1-1
106				駅	福井駅	福井市中央1-1-1
107				駅	南福井駅	福井市月見1-9-3
108				駅	芦原温泉駅	あわら市春宮1-12-15
109				駅	勝山駅	勝山市遅羽町比島34-2-7
110				駅	鯖江駅	鯖江市日の出町1-2
111				駅	武生駅	越前市府中1-1-1
112				駅	越前たけふ駅	越前市大屋町
113				駅	敦賀駅	敦賀市鉄輪町1-1-24
114				駅	小浜駅	小浜市駅前町1-1
115				道路管理者(高速)	金津IC	あわら市熊坂
116				道路管理者(高速)	丸岡IC	坂井市丸岡町小黒
117				道路管理者(高速・直轄)	福井北JCT・IC	永平寺町松岡吉野塚
118	道路管理者(高速)	福井IC	福井市稲津町			
119	道路管理者(高速)	鯖江IC	鯖江市横越町			
120	道路管理者(高速)	武生IC	越前市庄町			
121	道路管理者(高速)	南条SAsスマートIC	南越前町牧谷・上野			
122	道路管理者(高速)	今庄IC	南越前町湯尾			
123	道路管理者(高速)	敦賀IC	敦賀市井川			
124	道路管理者(高速)	敦賀南スマートIC	敦賀市長谷			

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(5/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
125	緊急輸送拠点 (次頁に続く)	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、IC、道の駅等	道路管理者(高速)	若狭美浜IC	美浜町山上
126				道路管理者(高速)	若狭三方IC	若狭町気山
127				道路管理者(高速)	三方五湖スマートIC	若狭町生倉
128				道路管理者(高速)	若狭上中IC	若狭町上黒田
129				道路管理者(高速)	小浜IC	小浜市府中
130				道路管理者(高速)	小浜西IC	小浜市岡津
131				道路管理者(高速)	大飯高浜IC	おおい町福谷
132				道路管理者(直轄)	松岡IC	永平寺町松岡吉野
133				道路管理者(直轄)	永平寺参道IC	永平寺町諏訪間
134				道路管理者(直轄)	永平寺IC	永平寺町谷口
135				道路管理者(直轄)	上志比IC	永平寺町浅見
136				道路管理者(直轄)	勝山IC	勝山市鹿谷町杉俣
137				道路管理者(直轄)	大野IC	大野市横枕
138				道路管理者(直轄)	荒島IC	大野市下唯野
139				道路管理者(直轄)	勝原IC	大野市西勝原
140				道路管理者(直轄)	下山IC	大野市下山
141				道路管理者(直轄)	九頭竜IC	大野市貝皿
142				道路管理者(直轄)	油坂出入口(仮称)	大野市東布市
143				道路管理者(高速)	女形谷PA	坂井市丸岡町女形谷
144				道路管理者(高速)	北鯖江PA	鯖江市下河端町
145				道路管理者(高速)	南条SA	南越前町牧谷49・上野7
146				道路管理者(高速)	杉津PA	敦賀市杉津
147				道路管理者(高速)	刀根PA	敦賀市刀根
148				道路管理者(高速)	三方五湖PA	若狭町生倉
149				道路管理者(高速)	加斗PA	小浜市加斗
150				道の駅	一乗谷あさくら水の駅	福井市安波賀中島町1-1-1
151				道の駅	禅の里	永平寺町清水2-21-1
152				道の駅	蓮如の里あわら	あわら市吉崎1-801
153				道の駅	みくに	坂井市三国町山岸67-3-1
154				道の駅	さかい	坂井市坂井町蔵垣内34-14-1
155	道の駅	越前おおの荒島の郷	大野市蕨生137-21-1			

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(6/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
156	緊急輸送拠点	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、IC、道の駅等	道の駅	九頭竜	大野市朝日26-30-1
157				道の駅	恐竜渓谷かつやま	勝山市荒土町松ヶ崎1-17
158				道の駅	西山公園	鯖江市桜町3-950
159				道の駅	越前たけふ	越前市大屋町38-5-1
160				道の駅	南えちぜん山海里	南越前町牧谷39-2-2
161				道の駅	河野	南越前町大谷86-1-6
162				道の駅	パークイン丹生ヶ丘	越前町上川去45-1-7
163				道の駅	越前	越前町厨71-335-1
164				道の駅	若狭美浜はまびより	美浜町松原35-15-1
165				道の駅	三方五湖	若狭町鳥浜122-31-1
166				道の駅	若狭おばま	小浜市和久里24-45-2
167				道の駅	シーサイド高浜	高浜町下車持46-10
168				道の駅	うみんぴあ大飯	おおい町成海1-1-2
169				道の駅	名田庄	おおい町名田庄納田終109-4-1
170	道の駅	若狭熊川宿	若狭町熊川11-1-1			
171	救援・救助(自衛隊)			鯖江駐屯地	鯖江市吉江町4-1	
172	ライフライン・生活物資拠点 (次頁に続く)	日常生活を維持するために必要不可欠なライフライン及び生活必需品の確保	電気・電話・ガス・水道、石油備蓄基地、原子力発電所等	ライフライン(水道)	福井市役所 上下水道局	福井市大手3-13-1
173				ライフライン(水道)	あわらし役所 上下水道課	あわらし市姫3-1-1
174				ライフライン(水道)	坂井市役所 上下水道課	坂井市坂井町下新庄1-1
175				ライフライン(水道)	大野市役所 上下水道課	大野市南新在家28-3-2
176				ライフライン(水道)	勝山市役所 上下水道課	勝山市元町1-1-1
177				ライフライン(水道)	鯖江市役所 上下水道課	鯖江市西山町14-2
178				ライフライン(水道)	越前市役所 水道課	越前市府中1-13-7
179				ライフライン(水道)	敦賀市役所 上下水道課	敦賀市天筒町5-9
180				ライフライン(水道)	小浜市役所 上下水道課	小浜市大手町6-3
181				ライフライン(水道)	永平寺町役場 上下水道課	永平寺町松岡木ノ下2-201
182				ライフライン(水道)	池田町役場 町土整備課	池田町稲荷35-4
183				ライフライン(水道)	南越前町役場 建設整備課	南越前町東大道29-1
184				ライフライン(水道)	越前町役場 上下水道課	越前町西田中13-5-1
185				ライフライン(水道)	美浜町役場 上下水道課	美浜町郷市25-25
186				ライフライン(水道)	若狭町役場 上下水道課	若狭町中央1-1

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(7/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
187	ライフライン・生活物資拠点 (次頁に続く)	日常生活を維持するために必要不可欠なライフライン及び生活必需品の確保	電気・電話・ガス・水道、石油備蓄基地、原子力発電所等	ライフライン(水道)	高浜町役場 上下水道課	高浜町東三松34-3-1
188				ライフライン(水道)	おおい町役場 上下水道課	おおい町本郷136-1-1
189				ライフライン(ガス)	福井都市ガス(株)	福井市飯塚町20-1-5
190				ライフライン(ガス)	越前エネライン(株)	越前市家久町118-10-2
191				ライフライン(ガス)	敦賀ガス(株)	敦賀市津内町1-14-2
192				ライフライン(電気)	北陸電力(株)福井支店	福井市日之出1-4-1
193				ライフライン(電気)	北陸電力送配電(株)奥越配電センター	大野市弥生町1-5
194				ライフライン(電気)	北陸電力(株)丹南支店	越前市高木町11-16-1
195				ライフライン(電気)	北陸電力(株)敦賀営業所	敦賀市本町2-10-8
196				ライフライン(電気)	(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部	敦賀市木崎65-20
197				ライフライン(電気)	関西電力(株)原子力事業本部	美浜町郷土13-8
198				ライフライン(電気)	関西電力送配電(株)小浜配電営業所	小浜市南川町14-53
199				ライフライン(電気)	北陸電力送配電(株)福井電力部	吉田郡永平寺町松岡室22号2番地9
200				ライフライン(電気)	北陸電力(株)大野水力センター	大野市中挾2丁目711
201				原子力発電所	日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀市明神町1
202				原子力発電所	(独)日本原子力研究開発機構高速増殖炉もんじゅ	敦賀市白木2-1
203				原子力発電所	関西電力(株)美浜発電所	美浜町丹生66-5-3
204				原子力発電所	関西電力(株)高浜発電所	高浜町田ノ浦1
205				原子力発電所	関西電力(株)大飯発電所	おおい町大島1-1-1
206				オフサイトセンター等	日本原子力発電(株)美浜原子力緊急事態支援センター	美浜町久々子38-36
207				オフサイトセンター等	敦賀原子力防災センター	敦賀市金山99-11-47
208				オフサイトセンター等	美浜原子力防災センター	美浜町佐田64-1-6
209				オフサイトセンター等	高浜原子力防災センター	高浜町園部35-14
210				オフサイトセンター等	大飯原子力防災センター	おおい町成和1-1-1
211				ライフライン(電話)	西日本電信電話(株)福井支店	福井市日之出2-12-5
212				ライフライン(電話)	NTT開発ビル	福井市西開発1丁目2410
213				ライフライン(電話)	NTT敦賀櫛川ビル	敦賀市櫛川13-2
214	市場	福井市中央卸売市場	福井市大和田町1-101			
215	市場	小浜市総合卸売市場	小浜市川崎2-5-3			
216	市場	福井県漁連越前支所越廼出張所	福井市茶崎町38-64			
217	市場	福井県漁連三国支所	坂井市三国町宿1-17-33			

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(8/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
218	ライフライン・生活物資拠点	日常生活を維持するために必要不可欠なライフライン及び生活必需品の確保	電気・電話・ガス・水道、石油備蓄基地、原子力発電所等	市場	越前市地方卸売市場武生青果(株)	越前市矢船町17-14
219				市場	敦賀市公設地方公設卸売市場	敦賀市古田刈66-1303-1
220				市場	福井県漁連敦賀支所	敦賀市蓬萊町17-13
221				市場	福井県漁連小浜支所	小浜市川崎3-16
222				ライフライン(燃料)	福井国家備蓄基地	福井市石新保町38臨海1
223				ライフライン(燃料)	ジャパンオイルネットワーク福井油槽所	—
224				ライフライン(燃料)	東西オイルターミナル福井油槽所	—
225	消火・救難医療拠点 (次頁に続く)	消火・救助等の救難活動及び負傷者の治療	消防機関、災害拠点病院、救急病院等	救援・救助(消防)	福井市消防局	福井市和田東2-2207
226				救援・救助(消防)	永平寺町消防本部	永平寺町東古市10-5
227				救援・救助(消防)	大野市消防本部	大野市天神町7-14
228				救援・救助(消防)	勝山市消防本部	勝山市長山町2-2-7
229				救援・救助(消防)	嶺北消防組合消防本部	坂井市春江町随応寺17-10
230				救援・救助(消防)	鯖江・丹生消防組合消防本部	鯖江市西山町13-22
231				救援・救助(消防)	南越消防組合消防本部	越前市千福町126
232				救援・救助(消防)	敦賀美方消防組合消防本部	敦賀市中央町2-1-2
233				救援・救助(消防)	若狭消防組合消防本部	小浜市大手町7-8
234				救援・救助(消防)	福井市消防局 中消防署	福井市松本4-9-36
235				救援・救助(消防)	福井市消防局 南消防署	福井市花堂中1-14-25
236				救援・救助(消防)	福井市消防局 東消防署	福井市和田東2-2205
237				救援・救助(消防)	福井市消防局 臨海消防署	福井市西畑町15-1-1
238				救援・救助(消防)	嶺北あわら消防署	あわら市花乃杜5-2-3
239				救援・救助(消防)	嶺北三国消防署	坂井市三国町中央1-1-36
240				救援・救助(消防)	嶺北丸岡消防署	坂井市丸岡町愛宕1-1
241				救援・救助(消防)	南越消防組合 東消防署	越前市西樫尾町18-7-2
242				救援・救助(消防)	南越消防組合 南消防署	南越前町湯尾14-4-2
243				救援・救助(消防)	敦賀美方消防組合 美浜消防署	美浜町興道寺10-43
244				救援・救助(消防)	敦賀美方消防組合 三方消防署	若狭町北前川17-1
245				救援・救助(消防)	南越消防組合東消防署 池田分署	福井県池田町稲荷35-2-1
246				救援・救助(消防)	鯖江・丹生消防組合消防署 丹生分署	福井県丹生郡越前町下河原25-13-1
247				救援・救助(消防)	若狭消防組合 若狭消防署 高浜分署	福井県高浜町宮崎65-7-1
248	救援・救助(消防)	若狭消防組合 若狭消防署 大飯分署	福井県おおい町本郷137-2-1			

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(9/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
249	消火・救難医療 拠点 (次頁に続く)	消火・救助等の救 難活動及び負傷者 の治療	消防機関、災害拠 点病院、救急病院 等	救援・救助(消防)	福井市消防局 東消防署 美山分署	福井市美山町6-9-1
250				救援・救助(消防)	福井市消防局 臨海消防署 越廼分署	福井市蒲生町1-89-1
251				救援・救助(消防)	南越消防組合南消防署 河野分署	南越前町今泉18-31
252				救援・救助(消防)	若狭消防組合 若狭消防署 上中分署	若狭町上吉田5-31-2
253				救援・救助(消防)	若狭消防組合 若狭消防署 名田庄分署	おおい町名田庄久坂2-39-2
254				救援・救助(消防)	大野市消防署 和泉分遣所	大野市朝日16-3-8
255				救援・救助(消防)	鯖江・丹生消防組合消防署 朝日分遣所	丹生郡越前町内郡14-14
256				救援・救助(消防)	鯖江・丹生消防組合消防署 越前分遣所	丹生郡越前町道口9-42
257				救援・救助(消防)	福井市消防局 南消防署 清水分署	福井県福井市小羽町27-1
258				県機関	福井健康福祉センター	福井市西木田2-8-8
259				県機関	坂井健康福祉センター	あわら市春宮2-21-17
260				県機関	奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1
261				県機関	丹南健康福祉センター(鯖江庁舎)	鯖江市水落町1-2-25
262				県機関	丹南健康福祉センター(武生庁舎)	越前市上太田町41-5
263				県機関	二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5
264				県機関	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10
265				救援・救助(災害拠点病院等)	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1
266				救援・救助(災害拠点病院等)	福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1
267				救援・救助(災害拠点病院等)	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1
268				救援・救助(災害拠点病院等)	福井総合病院	福井市江上町58-16-1
269				救援・救助(災害拠点病院等)	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3
270				救援・救助(災害拠点病院等)	福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21
271				救援・救助(災害拠点病院等)	公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31
272				救援・救助(災害拠点病院等)	市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60
273				救援・救助(災害拠点病院等)	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1
274				救援・救助(災害拠点病院等)	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
275				救急病院	田中病院	福井市大手2-3-1
276				救急病院	福井中央クリニック	福井市松本4-5-10
277				救急病院	嶋田病院	福井市西方1-2-11
278	救急病院	福井循環器病院	福井市新保2-228			
279	救急病院	福井厚生病院	福井市下六条町201			

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(10/10)

No	種別	主な機能	代表的な選定施設	細分	拠点施設名	住所
280	消火・救難医療 拠点	消火・救助等の救 難活動及び負傷者 の治療	消防機関、災害拠 点病院、救急病院 等	救急病院	つくし野病院	福井市川合鷺塚町49-6-1
281				救急病院	藤田記念病院	福井市宝永4-15-7
282				救急病院	福井愛育病院	福井市新保2-301
283				救急病院	光陽生協病院	福井市光陽3-10-24
284				救急病院	大滝病院	福井市日光1-2-1
285				救急病院	さくら病院	福井市下荒井町21-44-1
286				救急病院	奥村病院	福井市板垣5-201
287				救急病院	加納病院	あわら市花乃杜1-2-39
288				救急病院	木村病院	あわら市北金津57-25
289				救急病院	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1-2-34
290				救急病院	宮崎病院	坂井市三国町北本町2-2-6
291				救急病院	藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎31-12-1
292				救急病院	春江病院	坂井市春江町針原65-7
293				救急病院	広瀬病院	大野市城町10-1
294				救急病院	松田病院	大野市要町1-13
295				救急病院	阿部病院	大野市元町8-6
296				救急病院	広瀬病院	鯖江市旭町1-2-8
297				救急病院	斎藤病院	鯖江市中野町6-1-1
298				救急病院	木村病院	鯖江市旭町4-4-9
299				救急病院	林病院	越前市府中1-5-7
300				救急病院	相木病院	越前市中央2-9-40
301				救急病院	社会医療法人財団中村病院	越前市天王町4-28
302				救急病院	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田106-44-1
303				救急病院	泉ヶ丘病院	敦賀市中81-岩ヶ鼻1-11
304				救急病院	若狭高浜病院	高浜町宮崎87-14-2

種別	拠点数
災害情報・道路管理拠点	88
緊急輸送拠点	83
ライフライン・生活物資拠点	53
消火・救難医療拠点	80
合計	304

3-2. 啓開ルートを選定

3.2.1 啓開ルートを選定

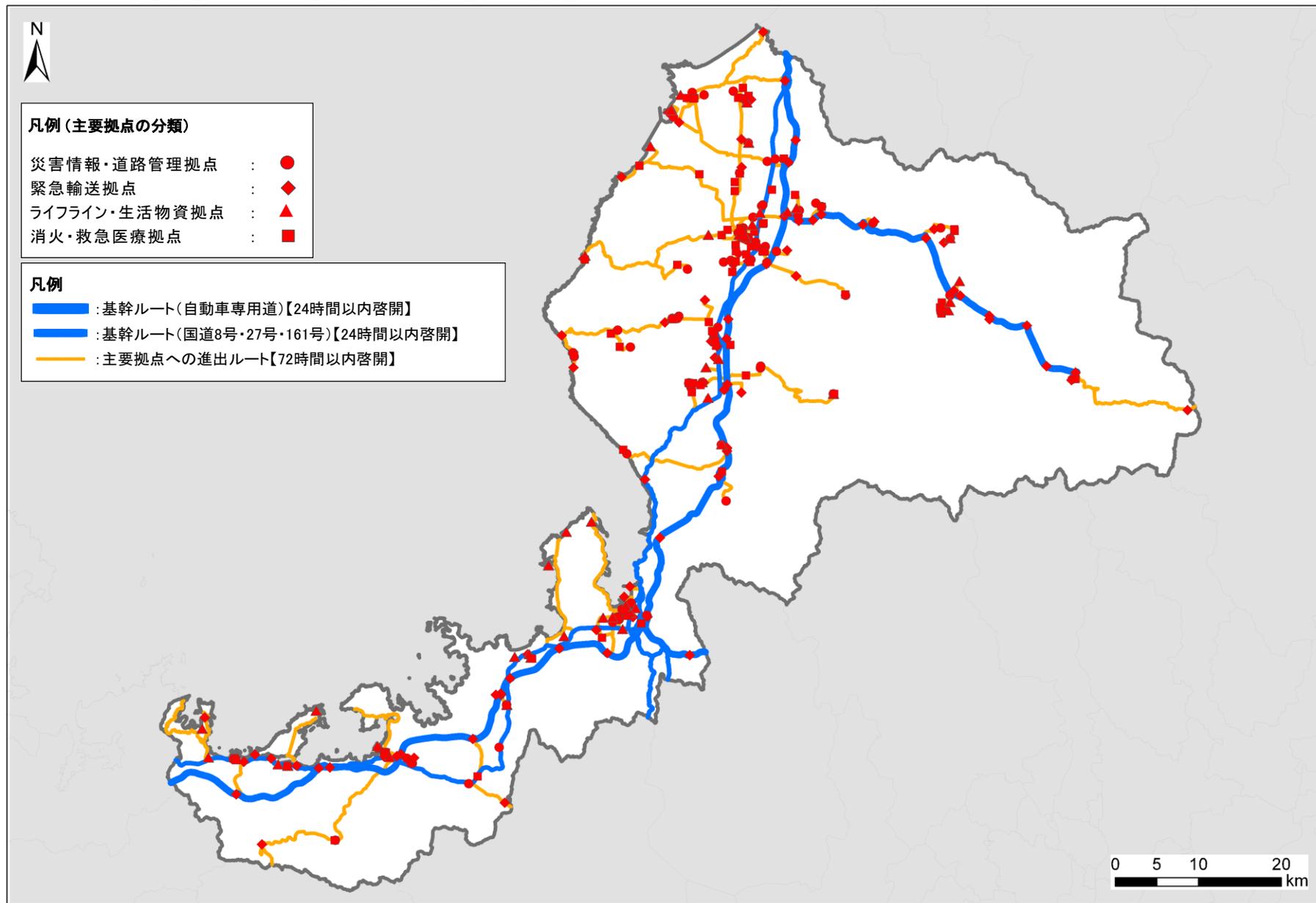
- 「基幹ルート(救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート)」は、自動車専用道路、一般国道等からの選定を基本として6路線を選定。
- 主要拠点と基幹ルートを結ぶ路線のうち、緊急輸送ルート・緊急輸送道路・緊急交通路指定候補路線を基本とし、啓開作業効率を考慮した「主要拠点への進出ルート」を選定。
- ルートの起点は、広域支援部隊の受援を考慮し、自動車専用道路のICを原則。

■ 選定した基幹ルート

想定路線	内閣府具体計画	緊急輸送道路ネットワーク計画	緊急交通路指定候補路線等
北陸自動車道	緊急輸送ルート(高速自動車国道)	第1次緊急輸送道路	緊急交通路指定予定路線
舞鶴若狭自動車道	緊急輸送ルート(高速自動車国道)	第1次緊急輸送道路	緊急交通路指定予定路線
中部縦貫自動車道	—	第1次緊急輸送道路	緊急交通路指定予定路線
国道8号	緊急輸送ルート(国管理一般国道)	第1次緊急輸送道路	緊急交通路指定予定路線
国道27号	—	第1次緊急輸送道路	緊急交通路指定予定路線
国道161号	緊急輸送ルート(国管理一般国道)	第1次緊急輸送道路	緊急交通路指定予定路線

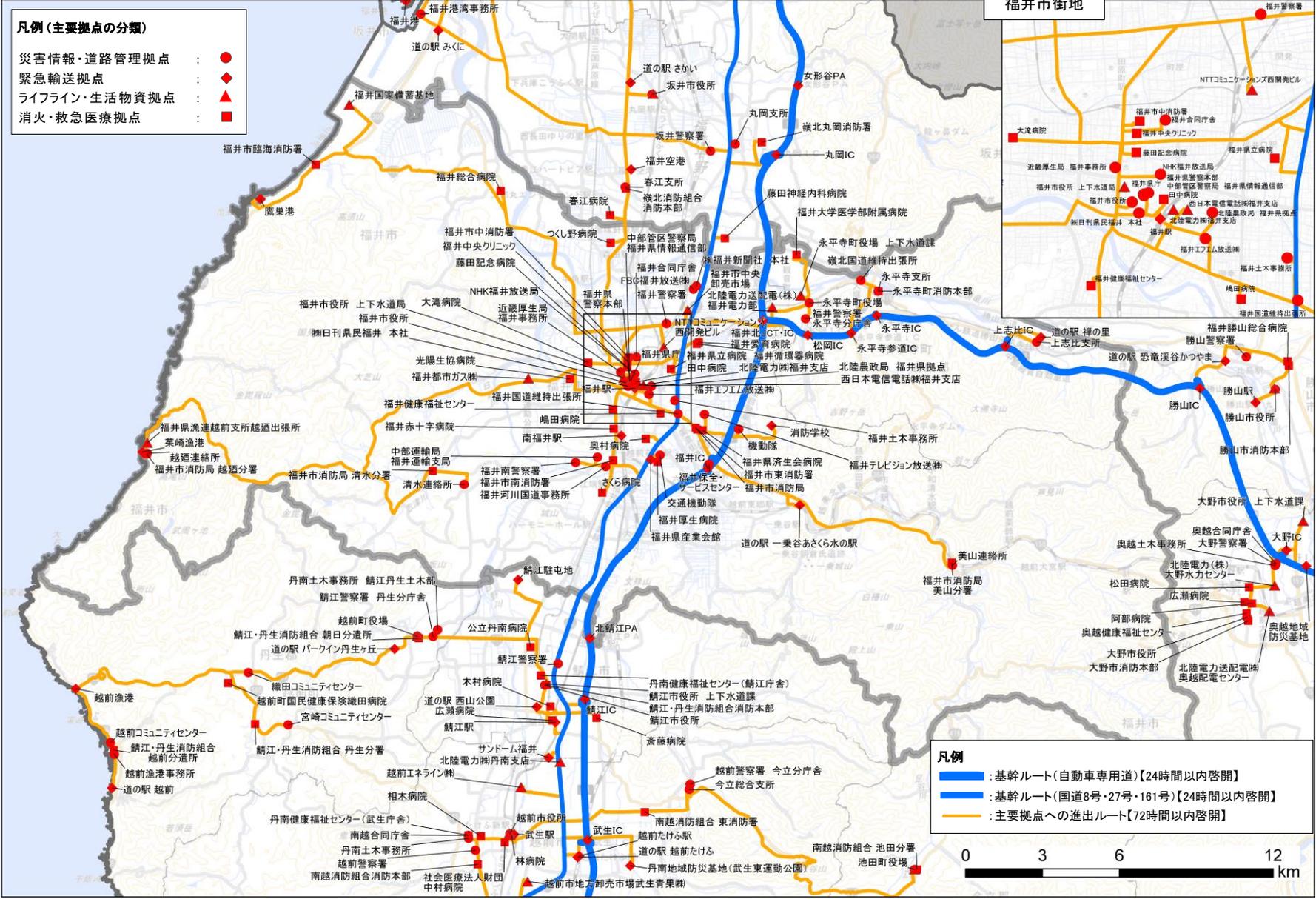
3-2. 啓開ルート of 選定

3. 2. 2 啓開ルート図(1/8)【全域】



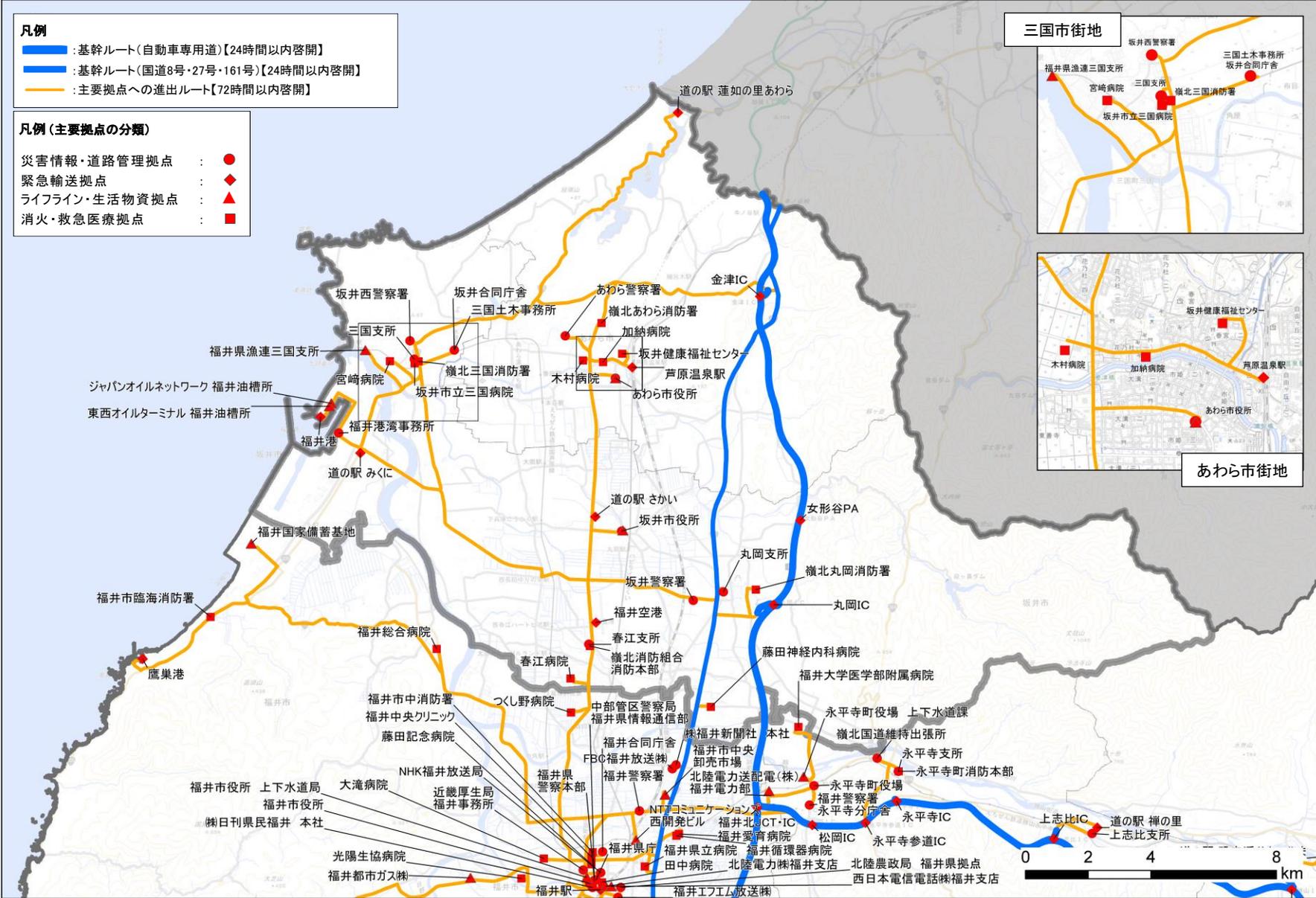
3-2. 啓開ルート of 選定

3.2.2 啓開ルート図(2/8)【福井土木事務所管内】



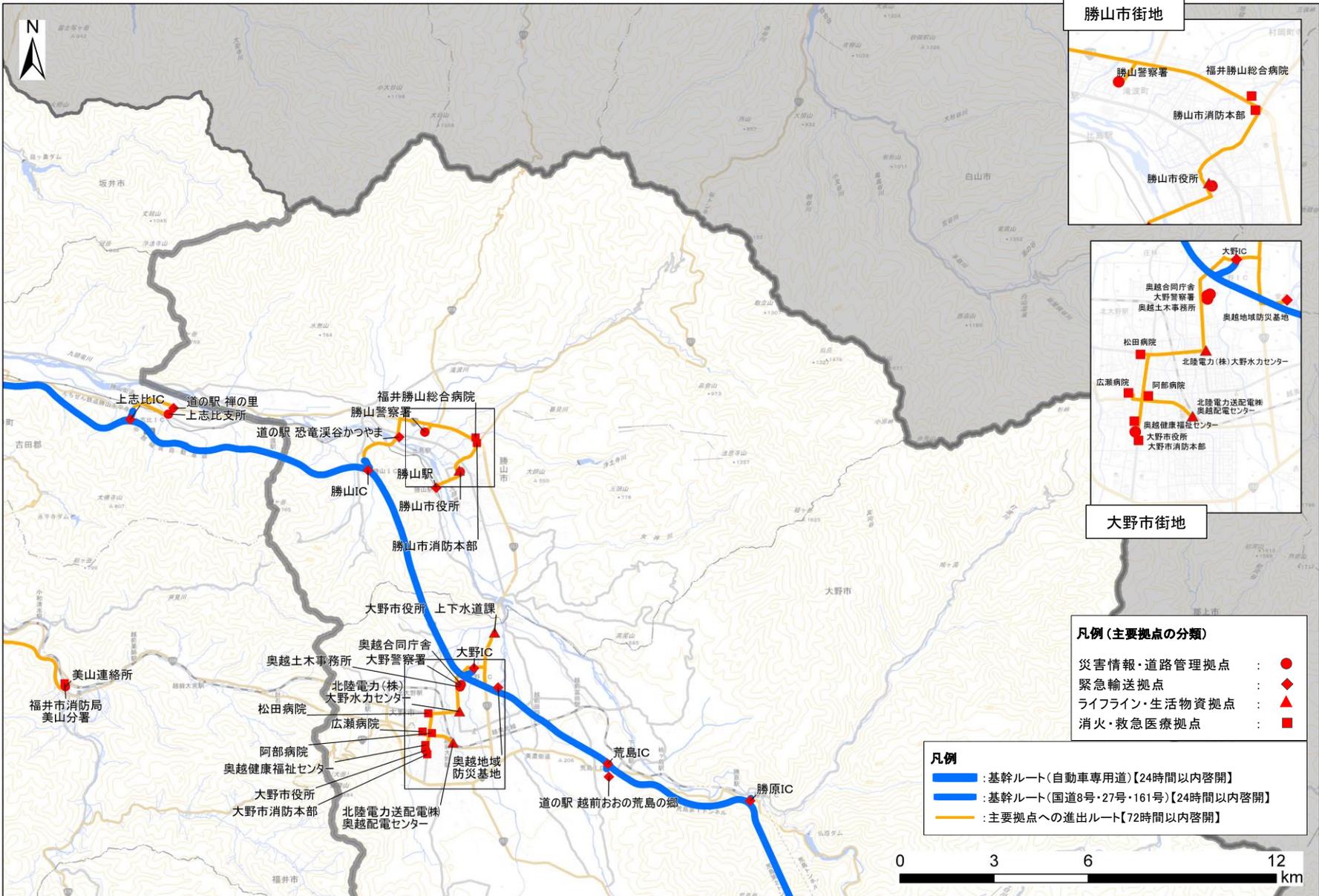
3-2. 啓開ルート of 選定

3. 2. 2 啓開ルート図(3/8)【三国土木事務所管内】



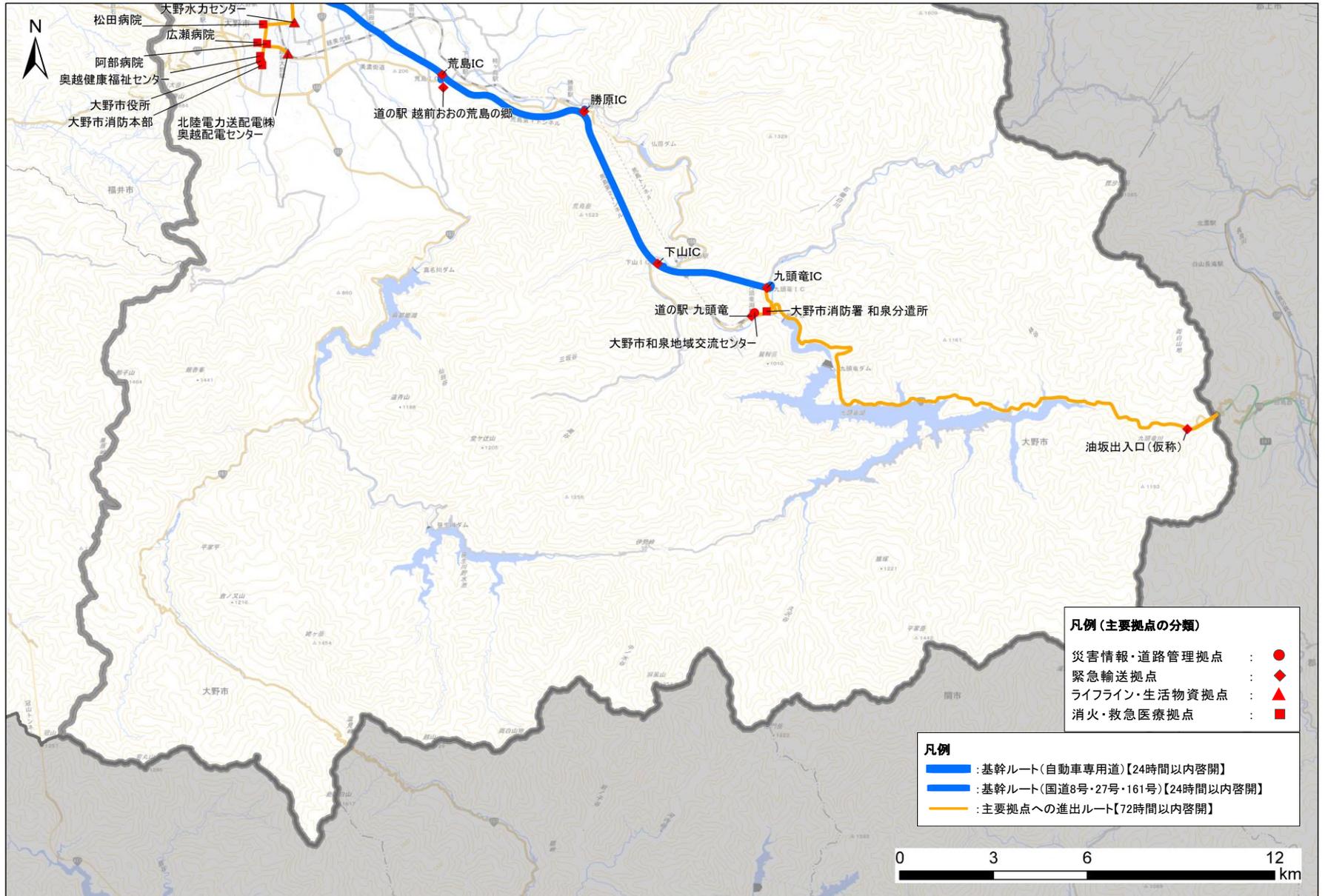
3-2. 啓開ルートを選定

3.2.2 啓開ルート図(4/8)【奥越土木事務所管内(1/2)】



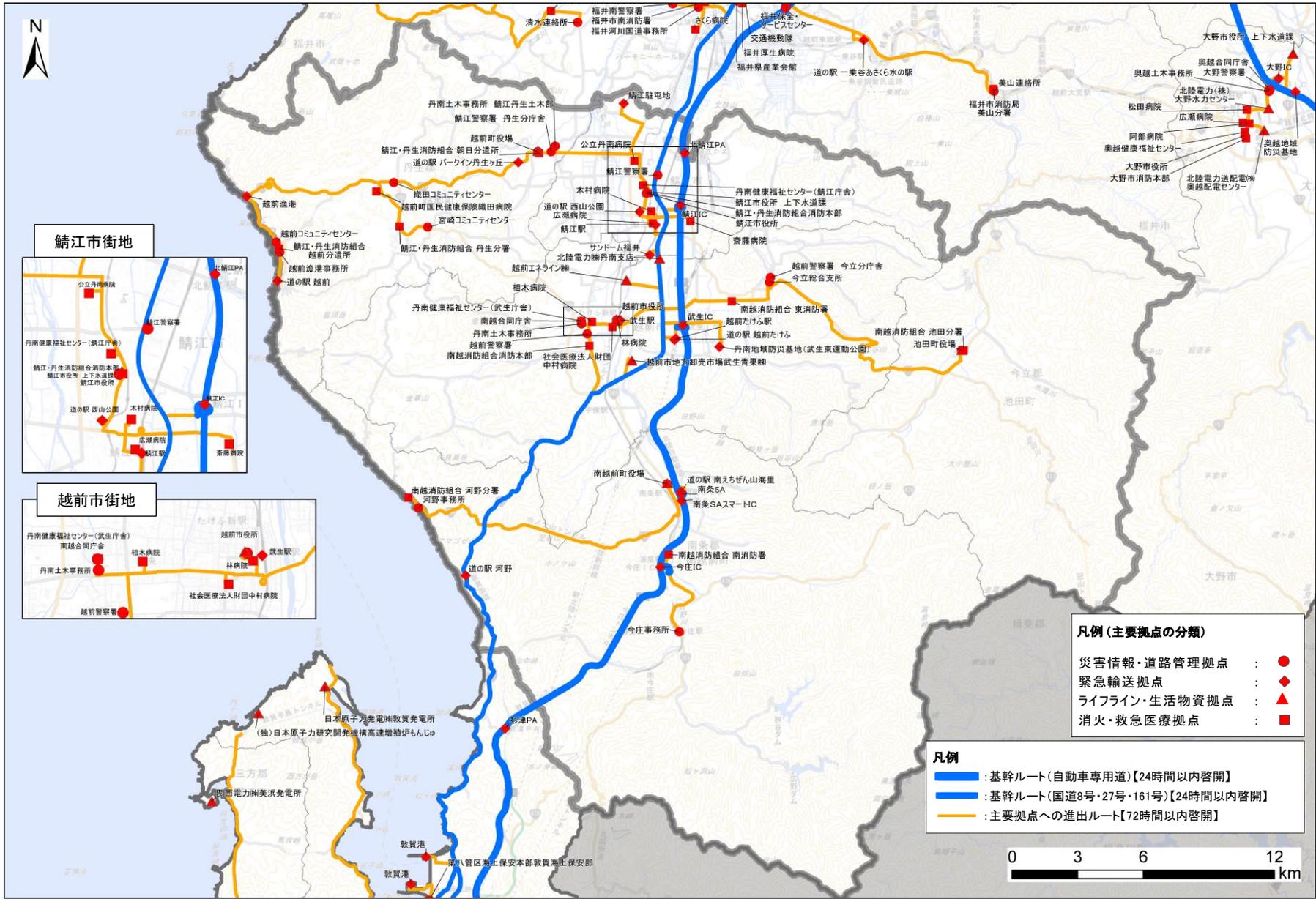
3-2. 啓開ルートを選定

3.2.2 啓開ルート図(5/8)【奥越土木事務所管内(2/2)】



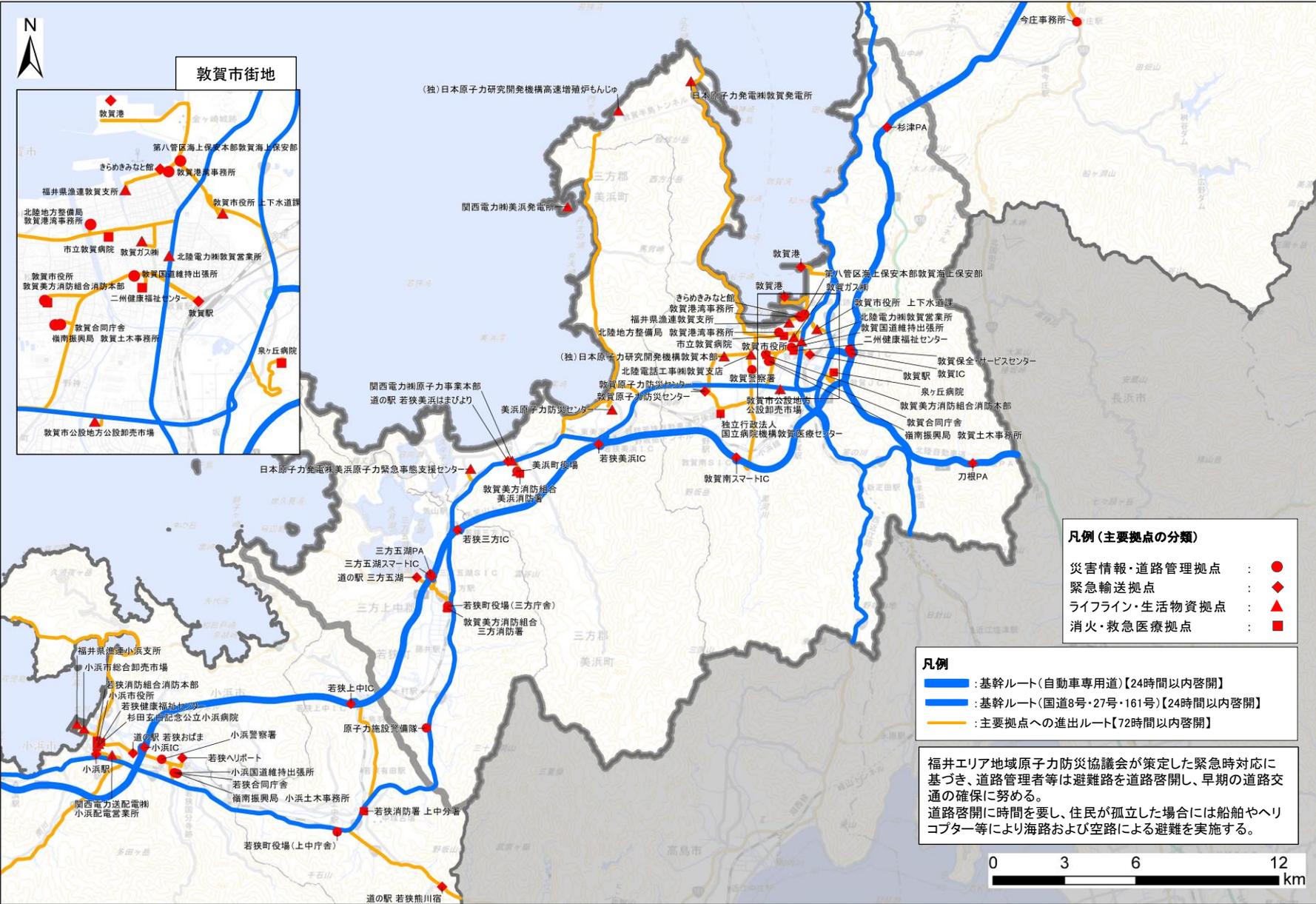
3-2. 啓開ルート of 選定

3.2.2 啓開ルート図(6/8)【丹南土木事務所管内】



3-2. 啓開ルートを選定

3.2.2 啓開ルート図(7/8)【敦賀土木事務所管内】



3-2. 啓開ルートを選定

3.2.2 啓開ルート図(8/8)【小浜土木事務所管内】

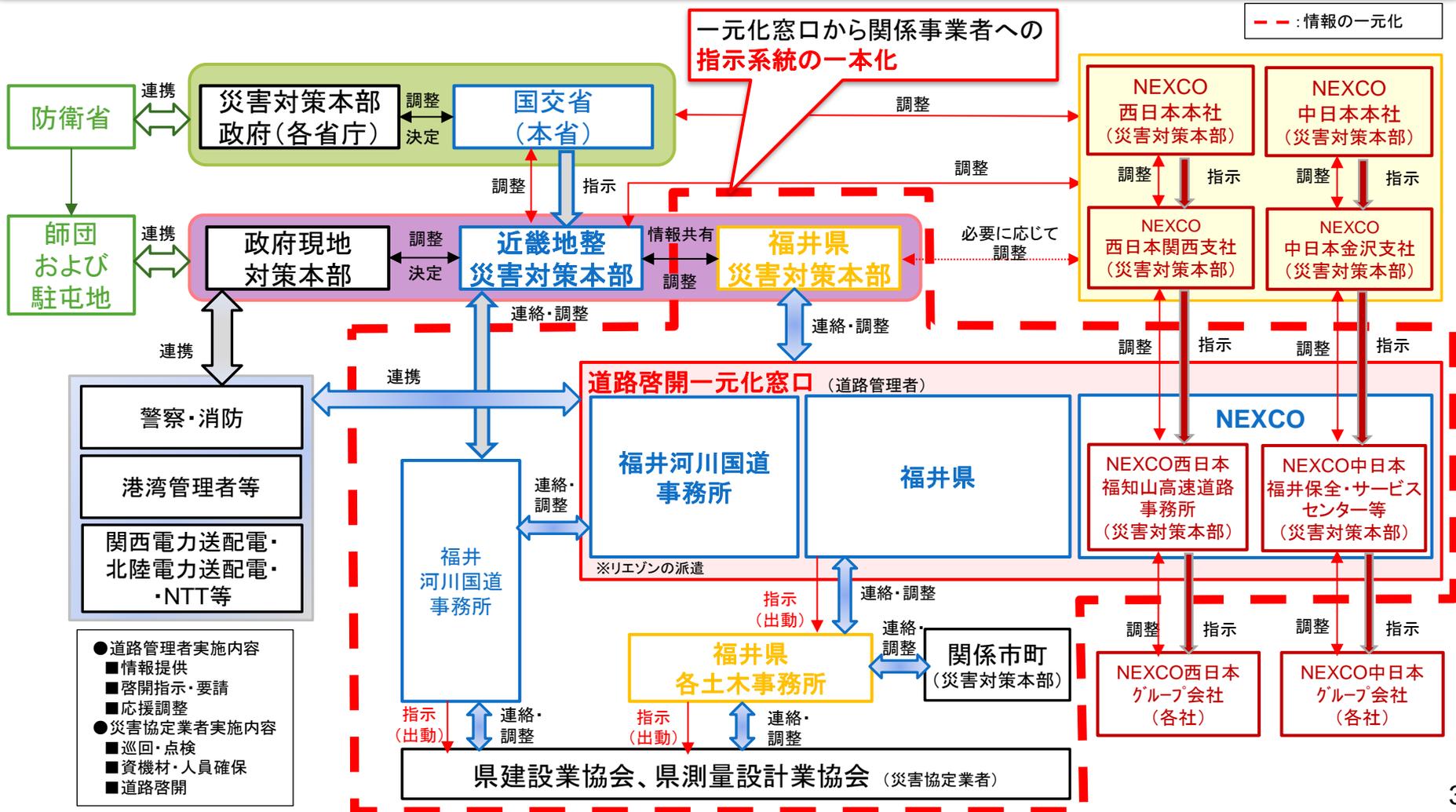


4. 情報収集・連絡・連携

4-1. 指示連絡系統

4.1.1 関係機関の応援・協力体制(全体)

- 各道路管理者からの情報を道路啓開一元化窓口で集約。
- 政府～および福井県災害対策本部、啓開拠点である各土木事務所、市町等との調整を踏まえ、道路啓開一元化窓口で『啓開ルート』を決定。



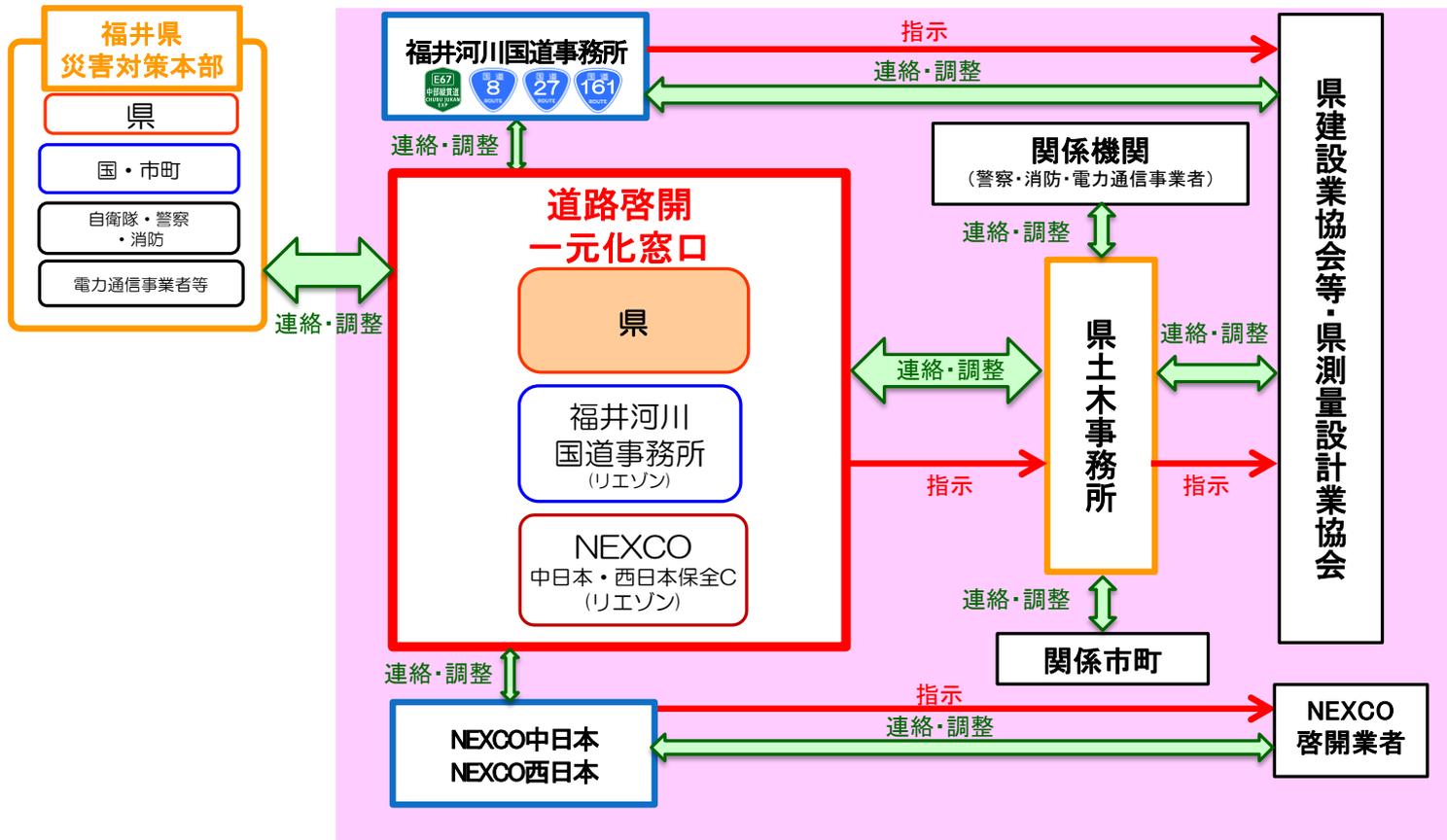
4-1. 指示連絡系統

4.1.2 関係機関の応援・協力体制(福井県内)

- 県・国・NEXCOで構成した道路啓開に関する一元化窓口を県に設置するとともに、各土木事務所を地域の啓開拠点として関係機関との連絡・調整を行うことにより、指示連絡系統の一本化を図る。
- 県建設業協会と協議し、道路啓開を行う業者をエリア毎に事前に割り付け、迅速に対応できる体制を整備。
- 県土木事務所は、県管理道路と併せて市町道すべての進出ルートを代行して啓開※。

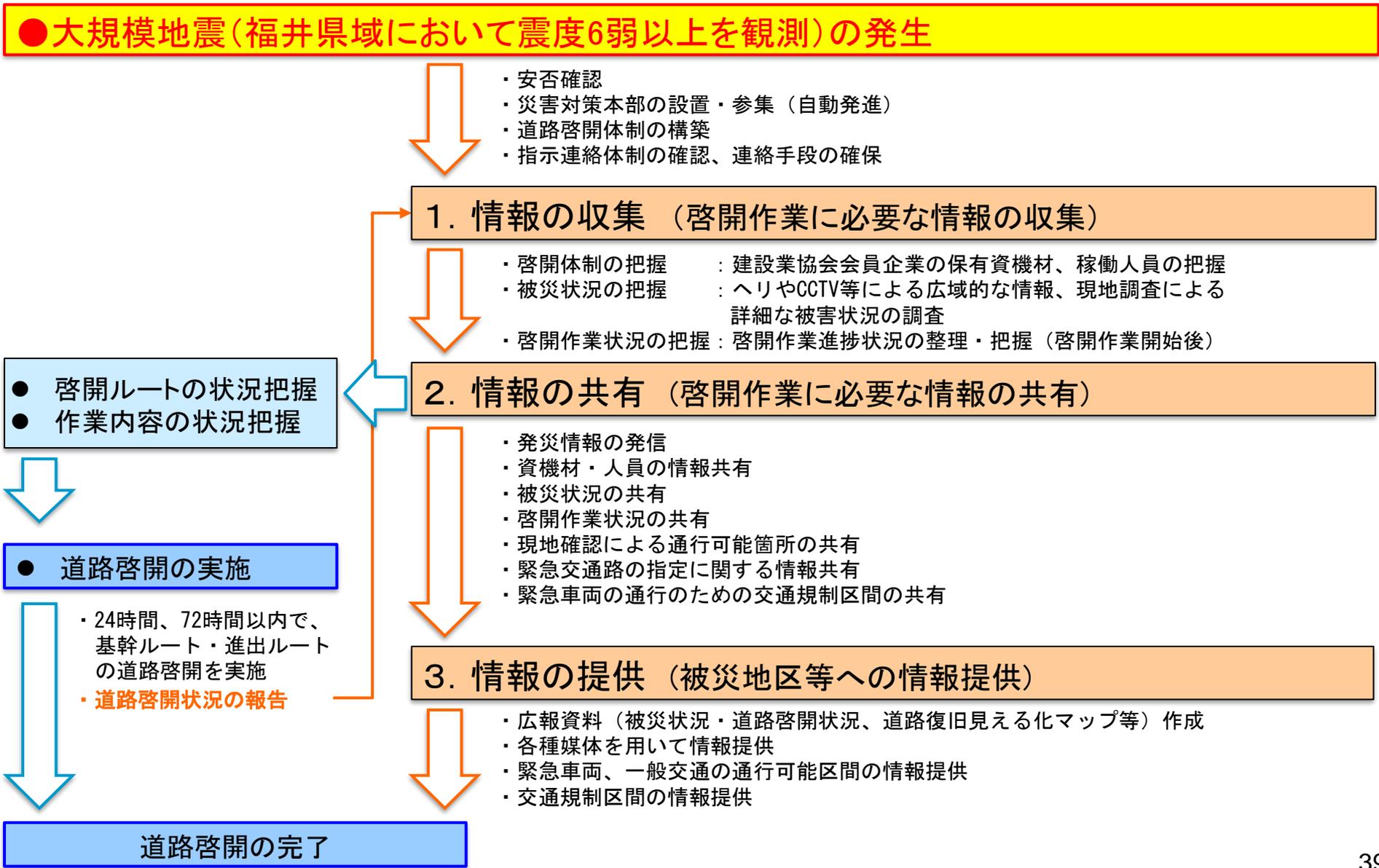
○関係機関の応援・協力体制のイメージ(案)

※道路法第17条第8項に基づき実施



4-2. 情報収集・連絡手段の確保および運用方法

4.2.1 道路啓開初動の流れ



4-2. 情報収集・連絡手段の確保および運用方法

4.2.2 道路啓開時に把握すべき情報について

1. 啓開体制の把握（業者および資機材の状況等）

- ・啓開作業に従事する人員体制
- ・啓開資機材の過不足

2. 被災状況の把握

(1) 広域情報の把握

- ・ヘリ・CCTVからの情報収集
- ・マスメディア、インターネット(SNS含む)、地域住民・道路利用者からの通報

(2) 現場からの詳細情報の把握: 道路の通行の可否

- ・参集時における道路の通行状況
- ・進出時等における道路の通行状況
- ・道路啓開完了区間

(3) 現場からの詳細情報の把握: 道路の被災の概要

- ・啓開ルートの概略の被害状況および作業量
- ・迂回路の有無

3. 啓開作業状況等の把握

- ・道路啓開の作業内容(がれき撤去、応急復旧等)
- ・道路啓開の進捗状況(啓開完了延長、今後の見通し等)
- ・緊急交通路の指定に関する情報共有
- ・交通規制区間に関する情報共有

4-2. 情報収集・連絡手段の確保および運用方法

4.2.3 情報の収集

➤ 各道路管理者は、建設業協会・測量設計業協会と協定に基づき、被災状況や被災規模、被災箇所、道路通行の可否など分担して情報を把握。

被災状況の把握方法		収集内容
広域情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路の通行の可否 ➤ 道路の被災の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・被災規模 ・被災箇所 ・迂回路の有無 等
被災状況の把握 (現地)	<ul style="list-style-type: none"> ①道路管理者による調査 <ul style="list-style-type: none"> ・啓開ルート(管理道路) ②建設業協会(協定)による調査 <ul style="list-style-type: none"> ・啓開ルート(担当割付エリア) ③測量設計業協会(協定)による調査 <ul style="list-style-type: none"> ・啓開ルート(パトロールが困難な区間) 	

広域情報の把握



福井県でのヘリの活用事例

被災状況の把握



熊本地震でのドローンの活用事例

出典: TEC-FORCEの活動記録(熊本地震)、国土交通省九州地方整備局



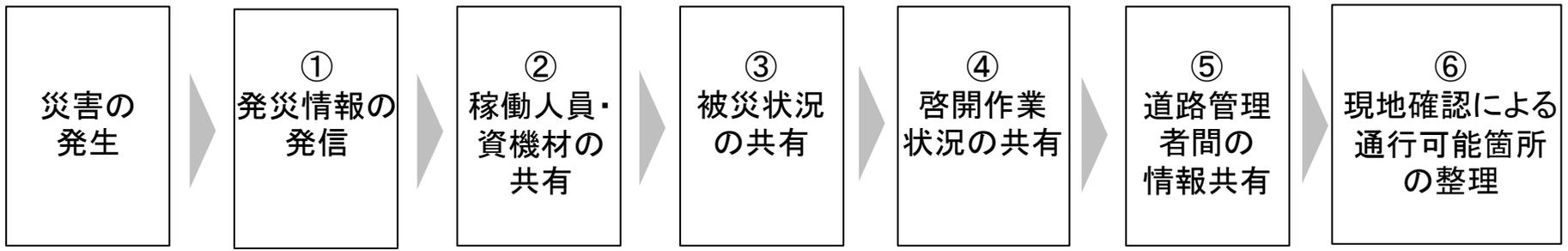
長野県北部地震における調査事例

4-2. 情報収集・連絡手段の確保および運用方法

4.2.4 情報の共有

- 情報共有は、①発災情報の発信から⑥現地確認による通行可能箇所への整理までの6段階を想定。
- 情報共有手段は各情報案内サイト等による情報の受発信や、電話、Teamsを活用したチャットやWEB会議等による報告を実施。

■ 情報共有の流れ



現場の情報収集結果の共有

現場の情報収集結果を踏まえた
管理者間での情報共有

発災情報の発信



道路情報案内サイト等による情報発信

被災状況等の共有



情報共有システム(被災状況報告機能)等による情報共有

道路管理者間の情報共有



情報共有システム(WEB会議機能)等による情報共有

※情報共有システム: 福井県で構築した被災情報等をWEBの地図上に登録しリアルタイムでの共有が可能なシステム

4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.5 情報の提供 (2) 情報提供 情報提供の方法

➤ 道路管理者は、道路利用者、地域住民および報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施。

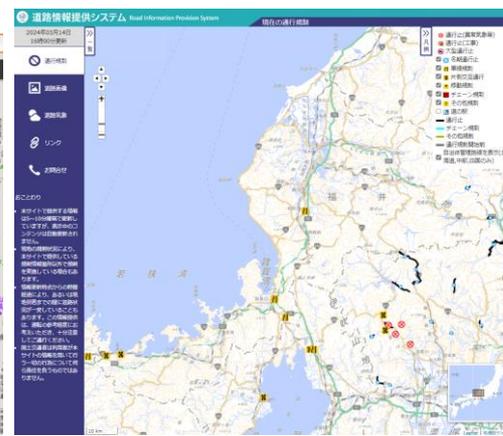
○ホームページ



福井県 HP
(福井県道路情報)



NEXCO中日本 HP
(道路交通情報)



国土交通省 HP
(道路情報提供システム)

○防災無線



○SNS



例: 福井河川国道事務所X



例: 福井県SNS各種

○道路情報板



○マスコミ(TV ラジオ 新聞)



報道機関への積極的な情報提供

○現場の立て看板

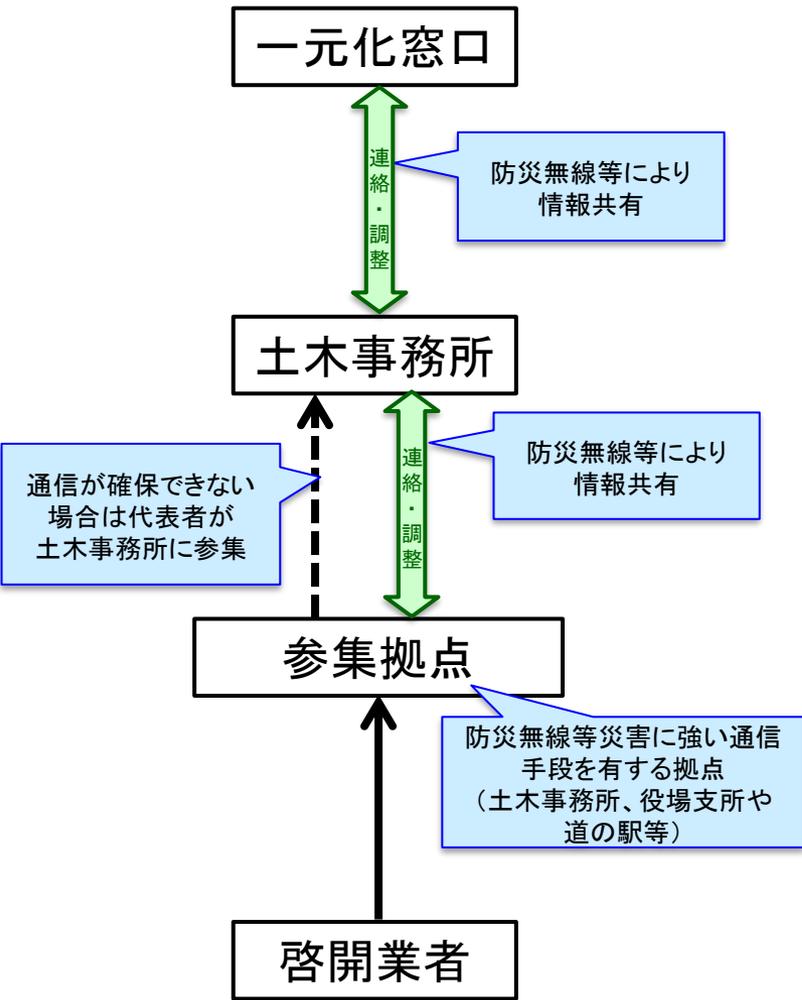


4-2. 情報収集・連絡手段の確保および運用方法

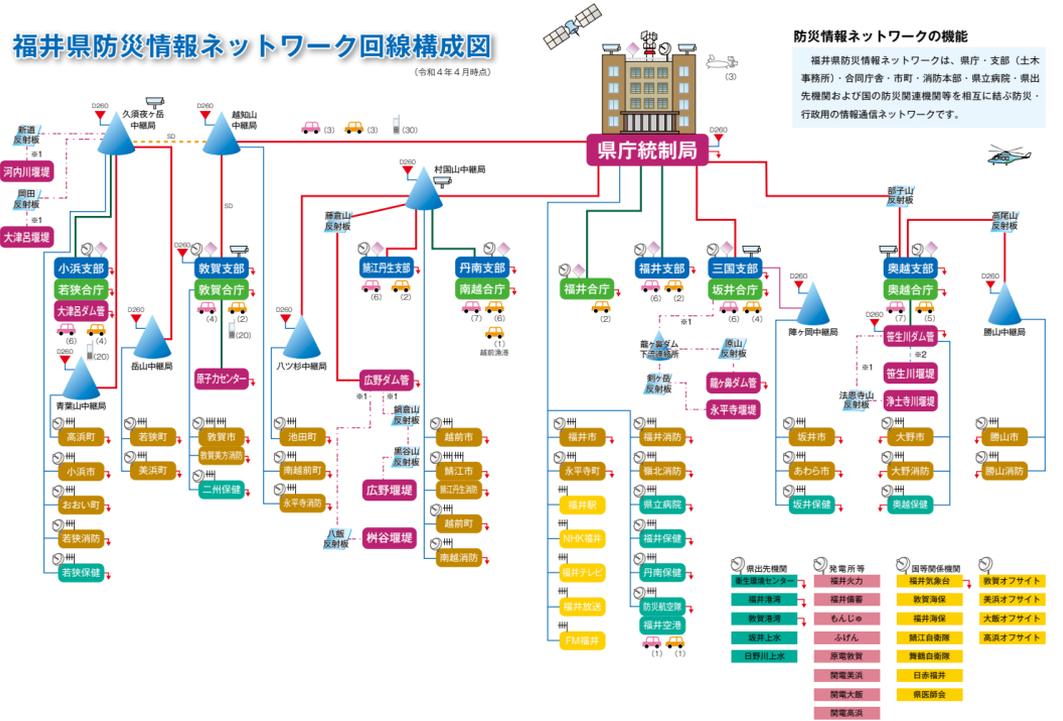
4.2.6 通信途絶時の対応

➤ 通信が途絶した場合における連絡方法や啓開業者等の自動参集等について検討。

○情報共有の流れ(案)



○福井県防災情報ネットワーク回線構成図



防災情報ネットワークの機能
 福井県防災情報ネットワークは、県庁・支所（土木事務所）・合同庁舎・市町・消防本部・県立病院・県出先機関および国の防災関係機関等を相互に結ぶ防災・行政用の情報通信ネットワークです。

【凡例】

- | | | | | |
|---------------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|
| — 12GHz帯多重無線回線 | 【多重局】 | 【移動系】 | 【衛星系】 | 【その他】 |
| — 7.5GHz帯多重無線回線 | ■ 支所(土木事務所) | 📶 D260 | 🌐 超小型地球局 | 📡 可搬型地球局 |
| - - - 6.5GHz帯多重無線回線 | ■ 合庁 | 📶 260MHz帯デジタル基地局 | 📞 衛星電話(固定型) | 📺 CCTV |
| — 18GHz帯FWA回線 | ■ ダム管等 | 📶 260MHz帯デジタル移動局 | 📞 衛星電話(固定型) | 🚗 衛星電話(車載型) |
| — 260MHz帯デジタル回線 | 【端末局】 | 📶 260MHz帯デジタル半固定局 | | |
| → 防災無線回線整備局 | ■ 県出先機関 | | | |
| - - - ※1 県水防回線 | ■ 市町・消防 | | | |
| - - - ※2 国土交通省回線 | ■ 国等防災関係機関 | | | |

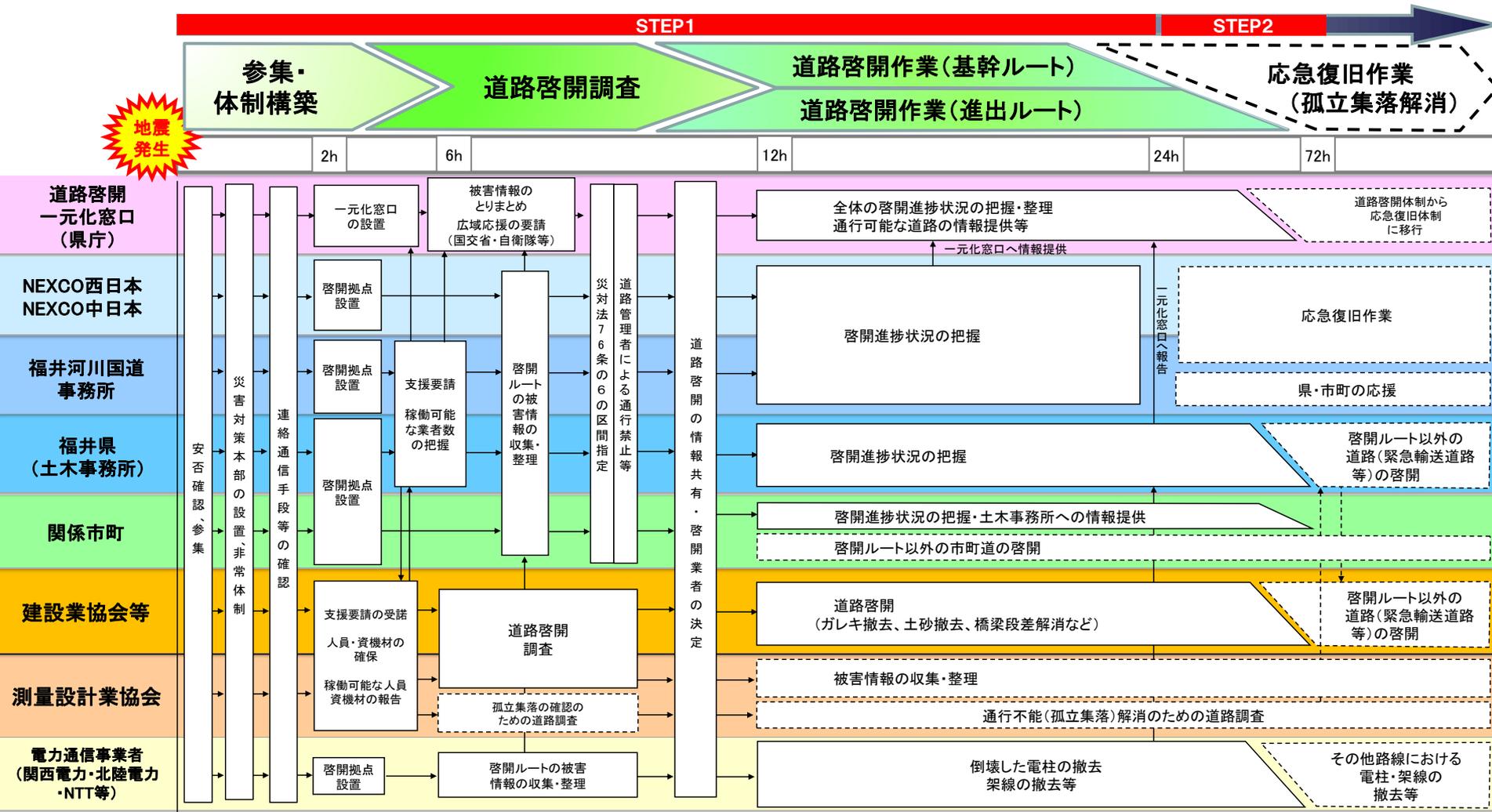
福井河川国道事務所と福井県は、防災無線によって情報共有を実施する。

5. 啓開作業計画

5-1. 発災時の行動計画

5.1.1 タイムラインの作成

- 発災後、安否確認を行い、ただちに参集し、啓開調査による被害情報等の収集に着手。
- 24時間・72時間以内で、目標啓開ルートへの道路啓開を完了。



5-1. 発災時の行動計画

5.1.2 関係機関との連携に向けた対策(県・市との連携)

- 被災状況に応じて、市町の要請に基づき、県が市町に代わって市町道の啓開を行う。

■道路法 権限代行の根拠

第十七条 (管理の特例)

8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道（当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる

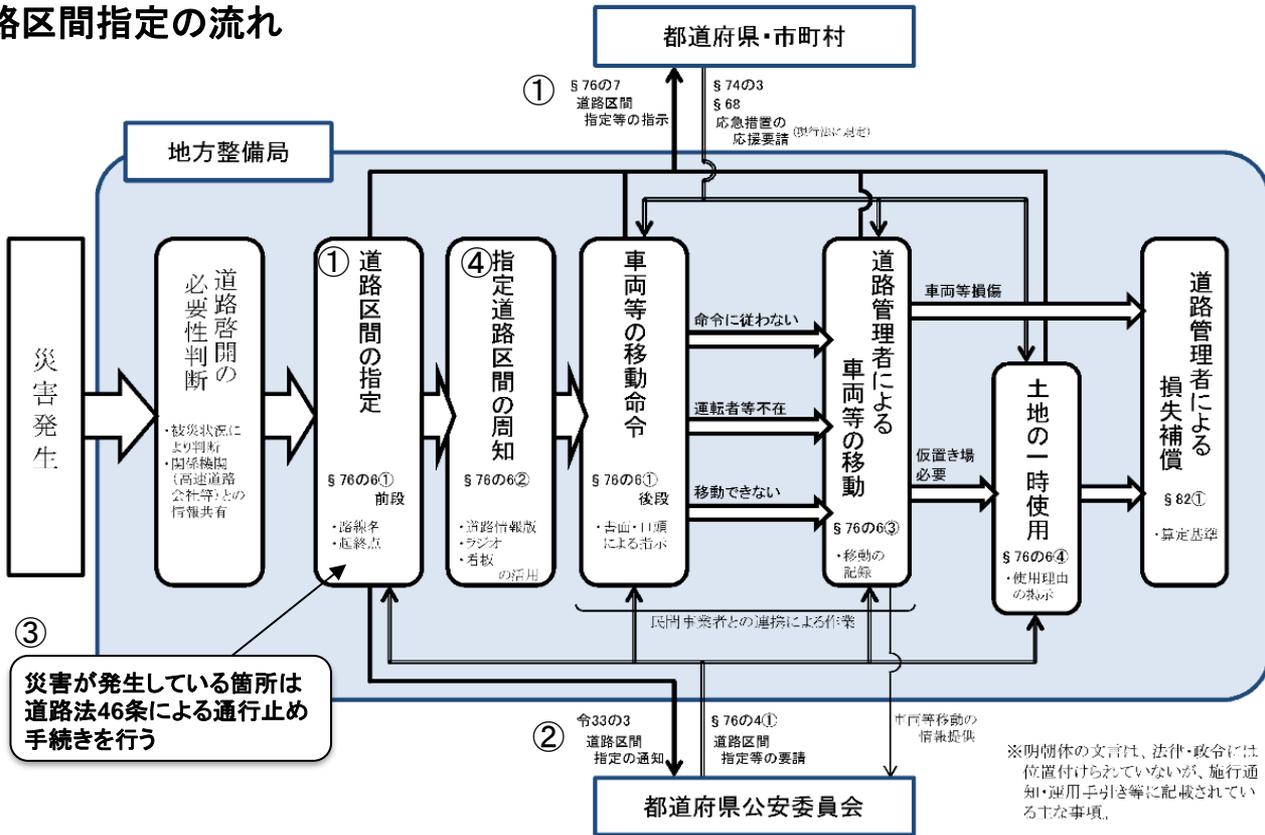


5-1. 発災時の行動計画

5.1.3 災害対策基本法による区間指定・車両移動の手順

➤ 各道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき区間指定、車両移動等を実施。

○道路区間指定の流れ



出典：国土交通省道路局「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」H26.11 一部加筆

【参考】災害対策基本法

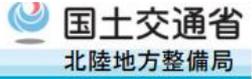
第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

5-1. 発災時の行動計画

5. 1. 4 交差点等への一般車両の通行抑制

➤ 「災害時交通マネジメント検討会」を活用した、通行止め状況や渋滞状況、う回路状況を各道路管理者や警察等が情報共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等を検討。

③現在の交通状況



石川県・北陸地方整備局 で緊急記者発表（1月18日 18時30分）

石川県・北陸地方整備局 **重要・緊急** 令和6年1月18日(木) 取り扱い・配布を以て解禁

国道249号の混雑状況と移動に関するお願い

令和6年能登半島地震で亡くなられた方にお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆さまに改めてお見舞いを申し上げます。

国道249号の七尾市大津交差点から穴水町金比羅交差点に多くの車両が集中し、本日18日(木)には、七尾市中島町付近を先頭に交通混雑が発生しました。

移動の円滑化を図るため、①移動時間の分散、②一般車両の能登地方への出控えにご協力ください。

- ①移動時間の分散のお願い
 - 国道249号を使って、北向き(穴水・輪島・珠洲など)に移動する場合
 - ・AM11時以降～深夜の時間帯
 - ・深夜～翌朝7時の時間帯 は交通量も少なく比較的スムーズに移動できます。
 - 国道249号を使って、南向き(七尾・金沢など)に移動する場合
 - ・PM6時以降～深夜の時間帯
 - ・深夜～翌日正午の時間帯 は交通量も少なく比較的スムーズに移動できます。

- ②一般車両の能登地方への出控えのお願い
 - 人命救助や復旧作業のために多くの車両が能登地方に入っています。一般の車両が混在するとこれらの作業に支障が生じることから、一般車両の能登地方への移動は控えて頂くようご理解とご協力をお願い致します。

<記者発表先> 新潟県政記者クラブ、新潟政記者クラブ、新潟県内専門紙、富山県政記者クラブ、富山県内専門紙、石川県政記者クラブ、石川県内専門紙

お問い合わせ先

■国が管理する道路に関する事
国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路計画課 課長 北出 一雄
新潟県中央区東町1-1-1 電話 025-280-8880 (代表)

■県が管理する道路に関する事
石川県 道路整備課 課長 小寺 基
石川県金沢市鞍月1-1 電話 076-225-1111 (代表)

交通量が少ない時間帯を比較的スムーズに移動できる時間帯としてお知らせし、移動時間の分散をお願い

【公式】国土交通省 北陸地方整備局 @mit_hokuriku

【重要：国道249号の混雑状況と移動に関するお願い】
#国道249号 七尾市～穴水町付近に多くの車両が集中し、#交通混雑が発生しています。
移動の円滑化を図るため
①移動時間の分散
②一般車両の能登地方への出控え
にご協力をお願いします。
#令和6年能登半島地震 #国土交通省 #道路 #復旧

国道249号の混雑状況と移動に関するお願い

令和6年能登半島地震で亡くなられた方にお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆さまに改めてお見舞いを申し上げます。

国道249号の七尾市大津交差点から穴水町金比羅交差点に多くの車両が集中し、本日18日(木)には、七尾市中島町付近を先頭に交通混雑が発生しました。

移動の円滑化を図るため、①移動時間の分散、②一般車両の能登地方への出控えにご協力ください。

①移動時間の分散のお願い
国道249号を使って、北向き(穴水・輪島・珠洲など)に移動する場合
・AM11時以降～深夜の時間帯
・深夜～翌朝7時の時間帯 は交通量も少なく比較的スムーズに移動できます。
国道249号を使って、南向き(七尾・金沢など)に移動する場合
・PM6時以降～深夜の時間帯
・深夜～翌日正午の時間帯 は交通量も少なく比較的スムーズに移動できます。

②一般車両の能登地方への出控えのお願い
人命救助や復旧作業のために多くの車両が能登地方に入っています。一般の車両が混在するとこれらの作業に支障が生じることから、一般車両の能登地方への移動は控えて頂くようご理解とご協力をお願い致します。

お問い合わせ先
国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路計画課 課長 北出 一雄
新潟県中央区東町1-1-1 電話 025-280-8880 (代表)

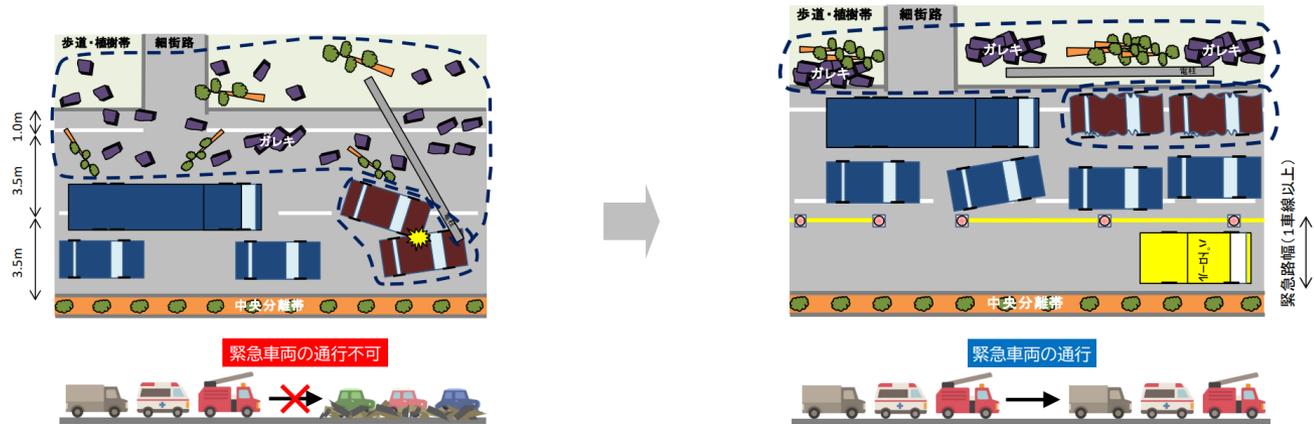
石川県 道路整備課 課長 小寺 基
石川県金沢市鞍月1-1 電話 076-225-1111 (代表)

お問い合わせ先
国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路計画課 課長 北出 一雄
新潟県中央区東町1-1-1 電話 025-280-8880 (代表)

石川県 道路整備課 課長 小寺 基
石川県金沢市鞍月1-1 電話 076-225-1111 (代表)

5-2. 道路啓開の作業要領

➤ 道路啓開は、4車線区間では、上下各1車線として、計2車線、対面2車線区間では、1車線の道路幅員(W=4m)を確保すべく、啓開を実施。



出典) 首都直下地震道路啓開計画検討協議会「首都直下地震道路啓開計画(第4版)」(令和5年7月改訂)

➤ 道路啓開の対象とする作業は、「橋梁段差の解消」、「ガレキ等の除去」、「放置車両等の撤去」、「土砂の除去」等を基本。



橋梁段差の解消

出典) NEXCO東日本資料



ガレキ等の除去

出典) 東北地方整備局「震災伝承館」
(<https://www.infra-archive311.jp/>)



放置車両等の撤去

出典) 近畿地方整備局資料

5-3. 人員・資機材の調達計画

5.3.1 被災想定量および人員・資機材の必要量

- 道路啓開時間、調達が必要な資機材量算出の根拠として各被災の想定量を算出。
- 道路啓開を迅速かつ効率的に行うためには、被災状況に応じた啓開能力を確保することが必要。
- 被災想定量をもとに、啓開作業に必要となる人員・資機材量を考慮して啓開時間を算出。

想定項目	想定内容	対応内容	利用した資料
① 橋梁段差	・大規模地震の揺れ、液状化による橋梁の被害(段差による通行障害等)を想定し算定する。	土のうで車輪通行幅の段差を解消	・震度分布 ・液状化分布 ・橋梁データベース
② ガレキ等	・大規模地震による沿道施設の倒壊の被害(沿道の建物・電柱の倒壊等)を想定し算定する。	バックホウ等で道路脇へ除去すること	・DID人口集中地区 ・土地利用情報 ・無電柱化区間
③ 放置車両等	・大規模地震による放置車両と立ち往生車両の台数を想定し算定する。	立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる	・交通センサステータ ・液状化分布
④ 土砂(落石や自然斜面等の崩壊)	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊の被害を想定し算定する。	バックホウ等で道路脇へ除去すること	・道路防災総点検結果 ・震度分布

5-3. 人員・資機材の調達計画

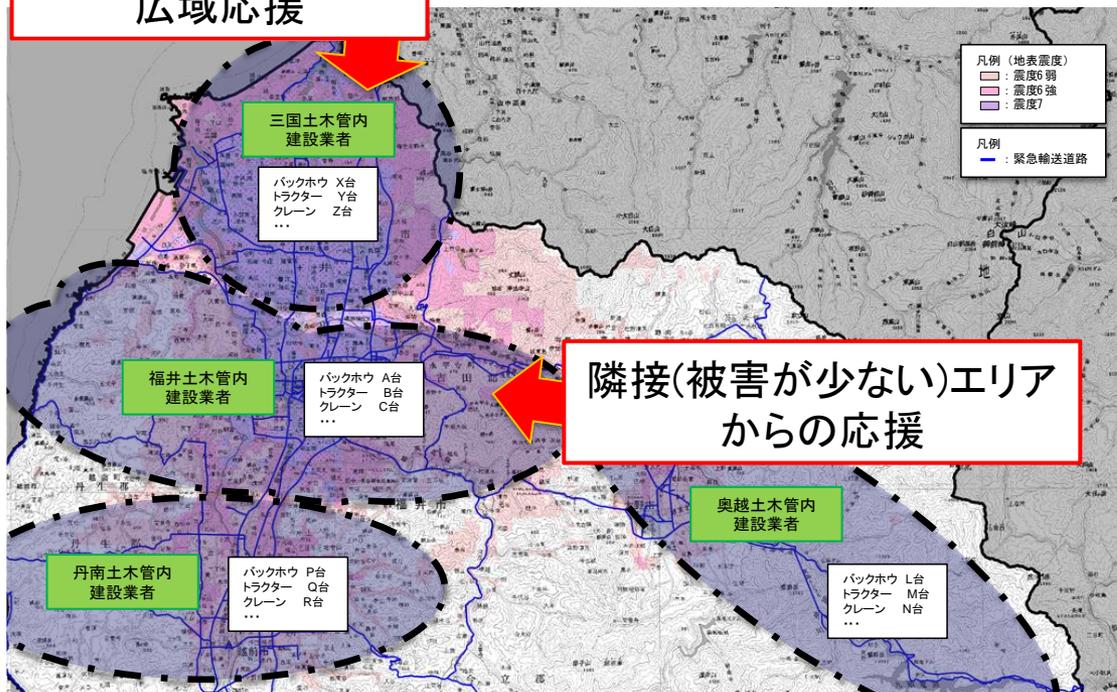
5.3.2 人員・資機材の調達計画

(1) 道路啓開における人員・資機材の考え方

- 県内や管内ごとの人員・資機材の保有量および必要量を整理し、過不足量を算出。
- 管外・県外からの応援・受援体制を整え円滑な支援と確実な道路啓開の実施を図る。

(2) 管外・県外からの応援・受援

石川県からの
広域応援



広域応援・受援の流れ

- ① 稼働可能な業者数の把握
(稼働可能な人員・資機材)
- ② 啓開調査により、
被害情報のとりまとめ
(必要な人員・資機材)
- ③ ①、②の結果により、啓開作業前
に人員・資機材が不足するエリアへ
管外・県外からの広域応援を要請

5-3. 人員・資機材の調達計画

(2) 管外・県外からの応援・受援(体制について)

➤ 福井県災害時受援・応援計画に基づき、要請を行う。

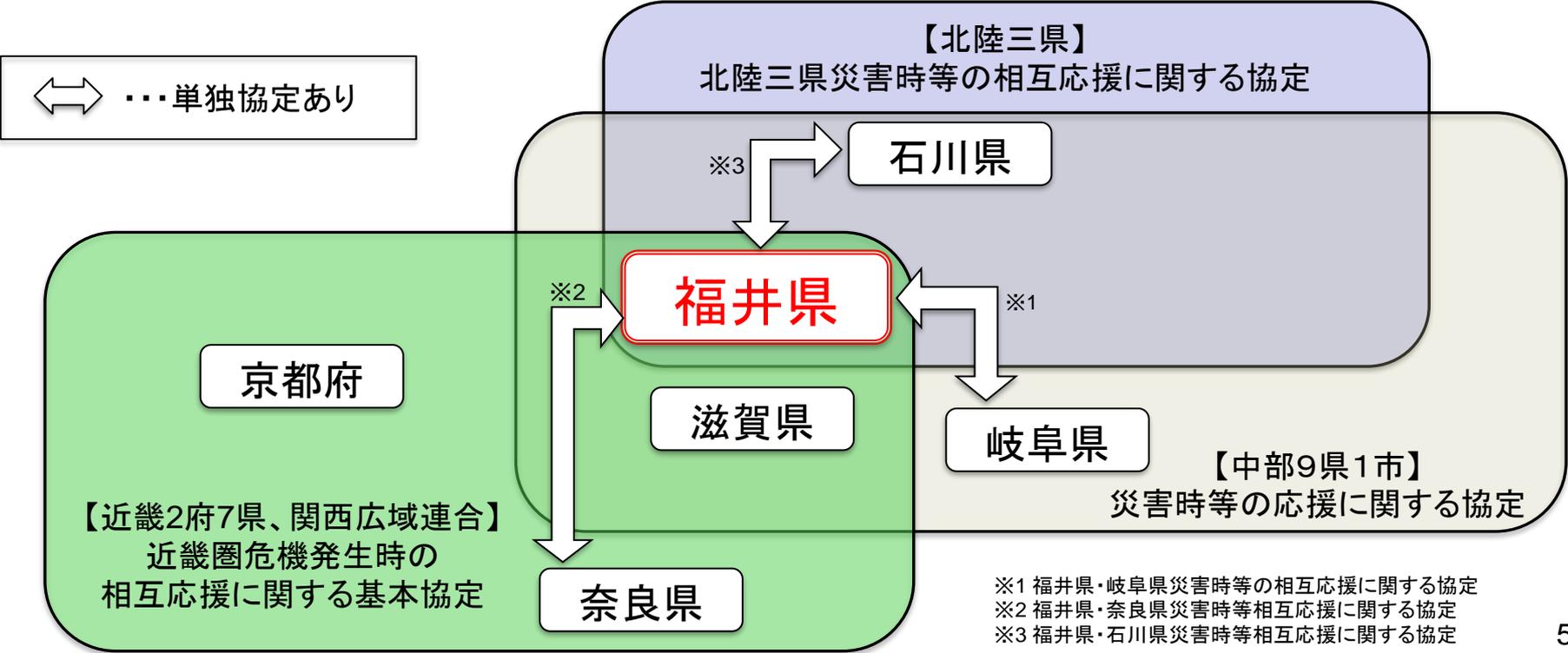
県内

国土交通省・・・災害時等における近畿地方整備局福井河川国道事務所所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する細目協定

福井県・・・広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定

近隣府県

国土交通省・・・災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定
(2府5県、4政令指定都市、NEXCO、日本建設業連合会など)



5-3. 人員・資機材の調達計画

(3) 関係機関との連携に向けた対策検討(自衛隊との連携)

- 知事は、地震や津波災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないときもしくは市町長から要請があったときは、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請。

■ 派遣要請の手続き

(1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または自衛隊が収集した情報等既に得られた被害状況および市町との通信途絶の状況等に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 市町長が行う派遣要請手続き

- ① 市町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事(危機管理課)に提出する。
この場合において、市町長は、必要に応じて、その旨および当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
なお、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- ② 市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要求するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ① 災害の状況および派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域および活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

出典：福井県防災会議「福井県地域防災計画(震災対策編・福井県震災対策計画)」(令和6年6月改定)

5-3. 人員・資機材の調達計画

(3) 関係機関との連携に向けた対策検討(国との連携)

- 被害が甚大である場合において、知事の要請に基づき、道路法の適用による権限代行により、国土交通省が自治体に代わって本格復旧に着手することが可能。

■ 道路法 権限代行の根拠

道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代って自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

第十七条（管理の特例）

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道
維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
- 二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

■ 能登半島地震時の報道発表



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時記者発表：新潟県政記者クラブ、新潟政記者クラブ
新潟県内専門紙、富山県政記者クラブ、富山県内専門紙
石川県政記者クラブ、石川県内専門紙、福島県政記者クラブ
長野市政記者クラブ、長野県庁会見場、山形県政記者クラブ

令和6年1月23日
水管理・国土保全局 治水課
水管理・国土保全局 砂防部保全課
道路局 国道・技術課

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年能登半島地震における大規模な幹線道路被害や土砂崩壊等 による災害について国土交通省による本格的な復旧に着手

石川県知事からの要請等を踏まえ、被害が甚大である以下について、河川法・道路法の適用による権限代行及び砂防法・地すべり等防止法による直轄施工により国土交通省が自治体に代わって本格復旧に着手します。

- ・能登半島の主要幹線道路である「能越自動車道」の石川県管理区間
- ・被害が甚大で、多数の孤立集落を生じさせている「国道249号沿岸部」と関連土砂災害対策
- ・輪島中心市街地を二次災害から守るための「河原田川」の河川・砂防事業

【能越自動車道の石川県管理区間】

能越自動車道の石川県管理区間（延長約38.2km）については、盛土部の道路が崩落するなど甚大な被害が発生しており、崩壊を免れた盛土部についても不安定な状態になっていることや橋梁の損傷等があることから、道路法第13条第3項及び道路法第17条第7項に基づく権限代行制度により復旧工事を実施します。

- 路線名 国道249号、国道470号、石川県道1号七尾輪島線
- 施工箇所 石川県七尾市赤浦町～鳳珠郡穴水町字此木
- 工事の内容 交通確保に向けた道路の災害復旧工事
- 工事開始の日 令和6年1月23日（火）

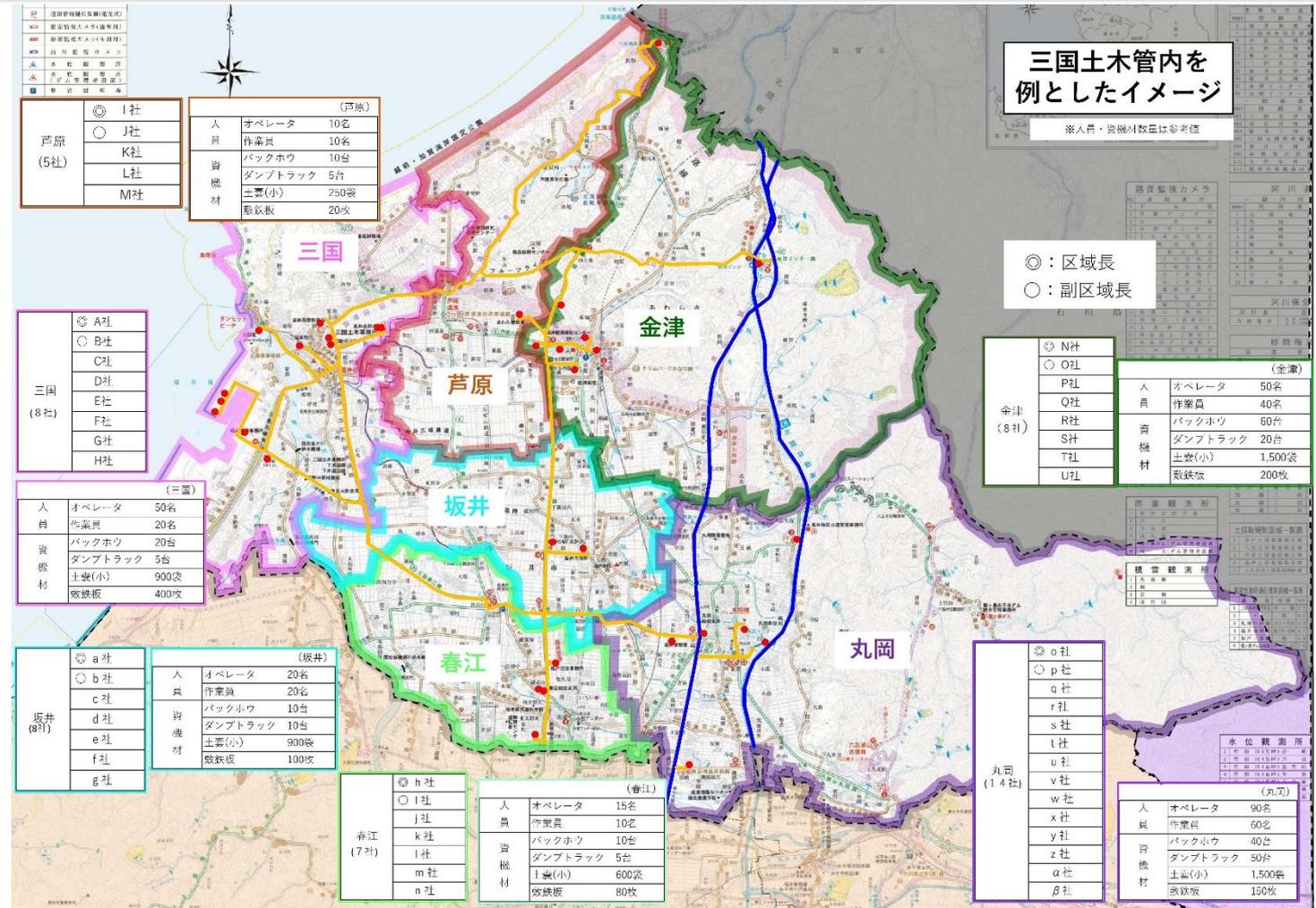
5-4. 関係機関の役割分担

- 道路管理者、災害協定業者が行う道路啓開と並行し、人命救助等を警察、消防、自衛隊が実施。
- ライフラインの対応は、道路啓開と連携を図りつつライフライン事業者が実施。

状況模式図	役割				
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	陸上自衛隊	ライフライン事業者
主な役割 ●パトロール ●放置車両の移動・撤去 ●ガレキの除去		●人命救助 ●放置車両の移動・撤去	●人命救助	●人命救助 (災害派遣:警察・消防の一部行使)	
1.道路パトロール 	①パトロールによる被災状況確認 ②要救助者の発見、関係機関に通報 ③ライフラインの異常を発見、ライフライン事業者へ通報				④被災状況調査
2.人命救助 		⑤通報を受け現地に出動			
		⑥ガレキ内の搜索、救助、蘇生活動(協働作業)			
		⑦病院に救急搬送			
3.心肺停止状態の搬送 		⑧ガレキ内からの搬出(協働作業)			
		⑨搬送			
4.放置車両の移動・撤去 	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)			
5.ガレキの撤去 	⑫対象車線のガレキ撤去				⑪ライフライン対応 ・倒壊電柱、電線、通信線 ・危険物(ガス等) ・水道施設、下水道施設

5-5. 道路啓開の担当割付

- 啓開作業は、被災状況を踏まえて、各道路管理者と建設業協会が締結する災害協定に基づき、建設業協会に加盟する建設業者が実施することを基本。
- 建設業協会は、災害協定に基づき、啓開対象路線の啓開作業が実施できる体制をあらかじめ構築し、道路管理者との情報共有を図る。



担当割付エリアのイメージ

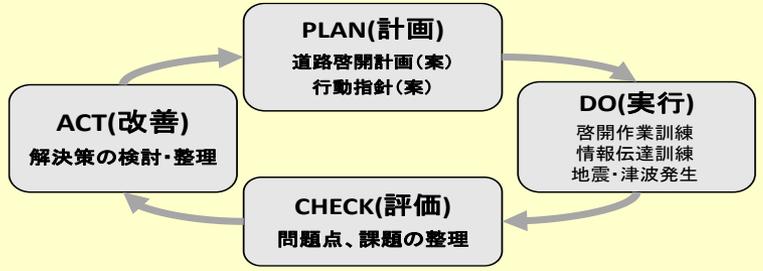
6. 継続的な取組み

6. 継続的な取組み

➤ 計画の実効性をさらに向上させるため、今後とも本協議会を活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の取組みを継続的に実施。

PDCAサイクル

■PDCAサイクルの一環として訓練(啓開作業・情報伝達訓練)を実施し、道路啓開計画等に随時反映



実施項目

災害時の道路啓開活動の実効性向上に向け、①訓練実施・計画の見直し、②周知・広報実施、③技術力向上の3つを実施。

①訓練実施・計画の見直し

災害時に的確な情報共有や啓開活動を実施するため、連携訓練等を実施。訓練で得られた課題や道路啓開に関連する計画・ガイドラインを踏まえて、計画を適宜見直し。

②周知・広報実施

道路啓開の関係機関内での研修・教育を実施するとともに、報道機関等と連携して、地域住民に向けた道路啓開に関する周知・広報を実施。

③技術力向上

訓練等による職員および道路啓開担当業者の災害への意識と対応能力の向上(習熟)を図るとともに、訓練で得られた課題に対応したシステムの改良、および新技術の活用を促進。

参考:用語の定義

用語	定義
道路啓開	◆ 緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。
災害対策本部	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町等にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。
災害協定業者	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町等を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者を指す。
主要拠点	◆ 人命救助および、緊急物資輸送のために災害時にアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。
基幹ルート	◆ 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通機能を有している、また、主要拠点への進出ルートへのアクセスが容易であるルート。災害後、迅速に安全性を確認するルート。
主要拠点への進出ルート	◆ 基幹ルートから主要拠点へのルート。
緊急輸送ルート	◆ 被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして中央防災会議幹事会で選定されたネットワーク。
緊急輸送道路	◆ 高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県道知事が指定するものとを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。
緊急交通路(指定候補路線)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急交通路: 大規模災害が発生した場合に、被災地への緊急通行車両等の通行や広域的な緊急輸送を円滑に行うため、都道府県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項の規定により、道路の区間(区域)を指定して緊急通行車両等以外の車両を禁止、または制限した道路。 ◆ 緊急交通路指定予定路線: 災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両等以外の車両を禁止、または制限をあらかじめ予定している路線または区間。
災害時における車両の移動等	◆ 道路管理者は、車両の通行停止等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条第6項の規定により、管理する道路の区間を指定し、当該車両の所有者に対し、車両を道路外へ移動することを命令することができる。